第４章　明治時代の水道

第１節　給水区域の拡大

通水開始時の給水区域は旧長崎区及び外国人居留地としていた。給水区域外の住民は、水道の便利さを朝夕見せつけられ自分達にも水道水を使わせてほしいとの陳情書を市に提出した。しかし、水道建設反対の理由の一つになったように旧長崎区民には、水道維持のため年々相当額の負担がかかっている。それを負担しない旧区外の住民に給水するのは適当でない、と市会でも反対意見が強かった。ところが、給水区域外の桜馬場地区の街路に牛馬用の共用栓を設けたことからこのことが問題になり、いろいろ討議された結果、区域外への共用栓設置を認めざるを得なくなった。

市ではとりあえず区域外の次の町に防火栓及び共用栓を設置してこれらの地区の住民の希望に応えた。

新たに防火栓及び共用栓を設置した町及びその数は、十善寺郷に防火栓３カ所、共用栓10カ所、東山手に防火栓１カ所、共用栓３カ所、西山郷に防火栓１カ所、共用栓２カ所、高野平郷に防火栓１カ所、共用栓２カ所で合計23カ所に設置した。

これらの区域外の給水に対しては「給水附則」を制定し、これを適用した。

共用栓

６戸以下　　１カ月　　48銭

７戸以上は１戸増すごとに８銭を加算

区域内給水の場合の５割増の料金を徴収

このように料金徴収についても定められたが、給水希望者は相次いだ。いくら高くても清潔できれいな水を飲みたかったのであろう。

その他、浦上山里村に建設中であった第五高等中学校医学部（後の長崎大学医学部）新校舎からも分水許可願が出され、配水管布設費は学校負担という条件で許可になった。

当初計画の一日平均配水量120万ガロンに対し、実配水量は平均42万ガロンであったから、区域外に給水しても十分に余裕はあった。

しかし、このような暫定的な方法では対処できなくなったために給水区域制廃止を1892年（明治25）２月27日の市会に上程し、議決された。これで長崎市全域が給水区域となった。

第２節　第１次料金改定（明治25年）

最初の給水規則は50条からなり、参考とする他都市の例も少ないので試行錯誤的なところもあるが、非常にきめ細かく規定されていた。この規則の中で、料金の改定については「５年以上隔タル毎ニ改正スルコトアルヘシ」（第22条）と規定されていたが、水道の普及は低迷し当初の見込みを大幅に下回り、料金収入にも大きな誤算を生じたため、翌1892年（明治25）７月１日、料金の第１次改定にふみきった。

1891年（明治24）５月16日、給水を開始してみると、自家通水（専用栓）による給水申し込み者が当初の見込み400戸に対して80戸と非常に少なく、翌1892年（明治25）５月末になっても145戸の申し込みであった。これからあがる料金は、家事用が１カ月450円、営業用で１カ月70円前後、随意使用は５、６カ所しかなく、これは放任・特殊用水（大口使用者）ともに混同していた。

学校・諸官庁は３カ月分まとめて徴収し、この分が、1892年（明治25）１月に150円、２

月、3月それぞれ60円。共用栓使用者は5,307戸、これからあがる料金は1カ月284円であった。

さらにこれを詳しく記すと、家事使用46、営業使用41（酒醸造1、醤油醸造3、湯屋30旅人宿2、酒小売3、飲食店1、菓子商1）、計量供給35。随意使用の料金は、迎陽亭の1891年（明治24）7月の使用水量は5,000ガロンで料金3円、8月3,000ガロンで料金1円80銭、10月と12月が4,000ガロンで料金2円、山脇氏が7月250ガロンで料金13銭8厘、8月が900ガロンで料金49銭5厘、小曽根氏が8月300ガロンで料金16銭2厘、9月3,600ガロンで料金1円10銭、10月280ガロンで料金15銭2厘であった。

普及促進のため値下げ

このようにただ自家通水のみでなく、全般的に当初予想したような給水の申し込みがなかった。その他は、依然として井戸を使用する者や、また、無届けで共用栓を使用する者が多く、料金徴収に大きな支障をきたしていた。市では、これらの対策として水質的に不良な井戸の埋め立てを行ったがあまり効果はあがらなかった。そこで、あまり収益のあがらない共用栓を無料にし、それに伴い一般の水道料金も値下げし、水道の普及をはかった方が得策ではないかという案が出され、1892年（明治25）6月の市会に上程、議決された。

今回の給水規則・料金の改正で問題になったのは、最初の給水規則の第22条に「明治24年7月1日ヨリ5年以上ヲヘタタル毎ニ改正スルコトアルヘシ」とあるのをあえて料金改正を行ったことであるが、これは以上の理由によるものである。

共用栓を無料とするこの第1次の規則改正で、給水規則・料金改正は次の各条について行われた。

給水規則・料金改定

第一條中、第二營業使用トアルヲ「例外使用」ト改ム

第七條、ヲ左ノ通リ改ム

「配水管ハ街路本管ヨリ邸宅内ヘ給水ノ爲布設スル私有水管及其屬具ノ総稱ニシテ其布設ニ係ル費用ハ總テ用水消費者ノ負擔トス」

第八條、現行規則中二行目ノ「迄ヲ限リ其ノ」ノ六字ヲ削リ左ノ如ク修正ス

「計量供給ニ係ル配水管ハ量水器ヨリ流末ノ方三尺強（三英尺）以外ハ水道事務所ニ届出用水消費者自己ノ材料職工ヲ使用シ随意ニ配水ノ裝置及ヒ修繕等ヲナスヲ得

但水道事務所ニ於テ夫レカ爲ニ用水ヲ汚瀆シ水道ヲ損傷シ量水器ノ作用ニ影響ヲ及ホシ或ハ衛生上有害ナル形状ヲ生スル恐アリト認メタルモノハ此限リニアラス」

第十條中、「配水管ノ内」字ノ下「水止栓」ノ三字ヲ「本管ニ連結スル接合器」ノ十字ニ改ム

第十九條中、波止ニ、ノ下十一字ヲ「於テ」ノ二字ニ改ム

第二十一條中、「用水消費者給水ヲ廃止」ノ十字ヲ「自家通水消費者ニシテ廃止又ハ中止」ノ十六字ニ改ム

第二十二條、ヲ左ノ通リ改ム

「次條以下掲クル所ノ料金並ニ其割合ハ明治二十四年七月一日ヨリ五年以上ヲ經ルニアラサレハ増加スルコトヲ得ス」

第二十三條、水料ヲ左ノ如ク修正ス

「家事使用ニ供スル自家通水水料ハ一戸人員十人以下一ケ月金六十銭トス以上十人迄ヲ増ス毎ニ金三十銭ヲ加エ又汲水栓三個以上一個ヲ増ス毎ニ一ケ月金十銭ヲ加フ」

第二十四條中、「營業」ノ二字ヲ「例外使」ノ三字ニ改メ又「但」ヨリ以下五字及各項ヲ削除シ下ニ條ヲ新設ス

第二十五條　下ノ各營業者ノ自家通水料ハ下

記ノ如シ

一、湯屋　一ケ月金二円

二、酒、醤油、酢　醸造、醪搾取、貸座敷、料理屋、ポン水製造者、青物市場、魚市場、劇場ハ一ケ月金一円二十銭

三、旅人宿、汽船問屋、鋤焼屋、洗濯営業者、寄席ハ一ケ月金一円

四、下宿屋、酒小売屋、飲食店、魚商、青物商、菓子製造（煎餅ヲ除ク）営業者及ヒ鰻屋ハ一ケ月金八十銭

五、一人ニシテ数業ヲ兼ネルモノハ高額ノ営業ニ対スル水料ヲ納メシム以下三十五條マテ順次繰下ク

第二十七條、銀行諸會社ノ下「其他結集会所」ヲ加フ（元第二十六條）

第二十八條（元第二十七條）、及第三十條（元第二十九條）中ニアル「營業」ノ二字ヲ「例外」ノ二字ニ改ム同條中給水ノ下「又ハ共用栓使用」ノ七字ヲ削除ス

第二十八條ノ料金ヲ修正ス

馬一頭	一ケ月金	十銭
牛一頭	同	八銭
二輪馬車一輛	同	十銭
四輪馬車一輛	同	十五銭

第三十條（元第二十九條）中、「ヘシ」ノ下「第二十六條」ヲ「第二十七條」ニ改ム

第三十六條、元第三十五條ノミヲ活カシ、元第三十六條以下元第四十二條マテ七ケ條ヲ除シ第二章以下各條ハ順次繰上ク第四號以下ノ書式ハ悉ク削除ス

第３節　反対運動の終焉

防火栓の初手柄

1891年（明治24）５月29日午前１時ごろ、築町から出火、人家密集の場所なので大火になると危ぶまれた。消防隊が駆け付けて防火栓を使って消火に努めたので２戸を焼失しただけで（焼死２人）２時間後に完全に鎮火した。５月16日の通水開始から12日目、初めての水道水を利用しての消火であったが、防火栓の威力に住民は目を見張った。

同年７月１日の夜、今度は外浦町十字路の饅頭屋から出火。折からの南風にあおられて大火が心配された。一時は類焼は免れないとあきらめていた向い側の上野屋旅館（当時の市内で一流旅館）は防火栓のおかげで、軒先を焦がしただけで済んだ。この旅館の主人が水道反対の筆頭である上野弥平だったが、水道防火栓の威力を身近に体験して、以後は水道賛成派となり、反対派の説得に努めた。

両派がめでたく手打ち

水道工事完成後も続く水道賛成派反対派の反目を、一部の心ある人は大いに憂えていたが、給水開始直後のこの二度にわたる火災で消火栓が威力を発揮したこともあり、また、「もう出来てしもうたもんば、今更どうすんね」という気分も手伝って、反対派は次第に態度を軟化させ、あるいは賛成派に転向する者も出てきた。

こうして反対派の内部に、無益な対立は解消すべし、とする意見が出てきた。しかし、従来からの意地やメンツの問題があり、簡単に和解とはならず、誰かがきっかけを作らなければならなかった。

こういう中にあって時の氏神を買って出たのが神辺種穂という医師であった。給水開始から２年後の1893年（明治26）８月のことである。知事も市長とともに、このときを逸しては、と和解調停に乗り出し、これを受けた同盟町（反対派）は、９月23日に臨時総会を開いて協議した結果、51対４という絶対多数で、和解することを決定した。

これでこの年から再び、従来どおりのなごやかな諏訪神事が行われるようになった。

消火方法に大きく波及

水道が完成し、消火栓が設置されたのに伴い1891年（明治24）8月31日県が公布した「市町村設置の消防組規程及び編成基準」に基づき、市消防組準則を定めた。市はこの規定により篤志消防組を組織し、ホース、その他の消防器具を設置した。これは江戸時代から続けられていた家屋などの破壊によって延焼を防ぐ火災消防の方式から、近代化された放水による消火の方法に変える画期的ものであった。水道は伝染病の防疫だけでなく、このような都市機能に近代化をもたらす効果もあげた。

盗水事件も発生

第1次の料金改定により1892年（明治25）7月1日以降、共用栓は一般市民に無料で開放されたが、市民でないものが水を使用しているという情報が入った。取り締まりを厳重にしていたところ、同年10月26日、兵庫県人山宇某が樺島町街路上の共用栓から無断で水を汲み、これを売っていたことが発覚した。市では山宇某を窃盗罪として長崎区裁判所に告発したが、裁判所ではこれを水道取締規則違反として拘留一日の判決を下した。検事側はこれを不服として、長崎地方裁判所に控訴したが、12月7日次の理由で却下された。

> 水道ハ長崎市ノ設置ニ係リ、随ツテ市民所有ノ財産ナレトモ其水道ヲ流下スル所ノ水ヲ指シテ財産ナリト言フハ其論穏当ナラスト為ス時ニ之ヲ他人ニヒサギテ僅カノ利ヲ収入スルコトアリトスルモ此一事ヲ以テニワカニ世間普通ノ水ノ性ヲ変シテ法律上ニ所謂財産中ノ物トナリタリト謂フヲ得サルヘク
> 故ニ窃盗罪ヲ構成スヘキモノニ非ス

つまり、水道の施設は市民の財産であるが、その中を流通する水は、財産とは言えない。従って盗水は、窃盗罪に該当せず、水道取締規則で処断すべきものであるということであった。さらに検事側では大審院に上告したが却下された。

水源地にサクラ植樹

1891年（明治24）6月2日、市会に次の建議が上程された。

> 建　議
> 長崎水道費ニ関シテ水道貯水池ニ木柵ヲ設ケントシ及ヒ共用水栓ニ水流シヲ設ケ之ヲ市会ノ議ニ附セスシテ執行スルハ市参事会越権ノ処置ナルヲ以テ額費用ハ認定スヘカラサルモノトス

木柵の件は、貯水池の御手洗水から妙相寺にわたる水辺に木柵を設ける必要があったので、敷地土工事費に残額があったのを流用して工事に着手しようとしていたものであった。また、水流しの件は、共用栓にコンクリートの流しをつけようとしたものであった。それを市会に諮らず市参事会で処置しようとしたのでこのような建議書が出されたのである。当時はこと水道に関するものであればどんな些細なことでも市会で論議することとしていた。このこともあってこの問題は一応市会に諮られ、今までの案を廃案として、改めて経費732円17銭を計上し可決された。

貯水池周辺、水源地周辺及び構内はその後も整備が行われている。

1892年（明治25）3月、田中正雄から桜苗20本、杉苗500本の寄贈を受けたので、これを水源地構内に植えた。

ところで、貯水池完成当時、貯水池周辺の353町歩の集水区域はうっそうとした森林であった。これらのうち殆どが民有林であったため、次々に伐採されていって集水区域に大

きな支障をきたす恐れがでてきた。そこで市ではこれらの伐採のあとに植樹を計画し、1892年（明治25）11月25日の市会にはかって苗木の寄付を募った。

また、貯水池に発生する微生物を駆除するために魚類の繁殖を計画し、苗木と共に寄付を募った。

寄付の受け入れは1893年（明治26）１月から行われ、同年中、杉苗３万2,560本、榊２本、鯉1,000尾の寄付があった。

その内訳は次のとおりである。

杉　苗

中野　健明	2,000本	（県知事）
北原　雅長	300本	（市　長）
永見　寛二	1,000本	（収入役）
吉村　長策	1,000本	（工事関係者）
富永　發叔	300本	（工事関係者）
中島四方三郎	1,000本	（工事関係者）
石黒　弘毅	250本	（工事関係者）
隈本榮一郎	10,000本	
中野　キミ	1,000本	
徳永　傳作	1,000本	
中野　道明	1,000本	
松永　嘉市	1,000本	
小森谷周吉	600本	
井上茂二郎	500本	
藤田佐兵衛	500本	
藤井　丈吉	500本	
野口久太郎	500本	
山本庄二郎	400本	
石田　伊八	330本	
髙木　勝馬	330本	
和田要太郎	300本	
上野　前定	300本	
浅田　次郎	300本	
若杉政之助	300本	
森田喜四郎	300本	
髙橋　保馬	300本	
林田　亀男	300本	
山中安次郎	300本	
松尾　政吉	300本	
町田次七郎	300本	
髙柳　信昌	300本	
犬塚勝太郎	300本	
原田　謙吉	300本	
長岡　寅弘	300本	
髙村馬太郎	250本	
安中半三郎	200本	
渥美力彌太	200本	
渡辺　安吉	200本	
本多　與一	200本	
松副熊太郎	150本	
田島勝三郎	150本	
金子菊三郎	150本	
片山惣平次	150本	

榊

山中安次郎	２本

鯉　魚

隈本榮一郎	1,000尾

第４節　最初の給水制限

給水開始から３年経った1894年（明治27）、早くも給水制限が行われた。

この年は１月から降雨量が少なく、３月、４月は前年に比べて多かったものの梅雨に入ってからは前年の３分の１以下と少なく、貯水池は満水せずに夏場を迎えた。人口の増加と共にようやく水道になじんだ住民が噴水や道路散水にまでどんどん水道水を使用したため、貯水池の水量は激減していった。６月28日節水の呼びかけを行い、７月７日からは散水、噴水を禁止した。しかし、給水栓のほとんどを占める共同栓が全て放任給水であったため、随意使用の制限だけでは余り効果があがらなかった。

７月15日から共同栓は１町内に２カ所とし昼間12時間だけの給水。７月23日からは９時

間給水に短縮した。一方、市内933カ所の井戸の水質検査を行ったが合格したのは約半分の448カ所であった。

７月には８日間に110㎜の降雨があったが焼け石に水である。８月３日から４時間給水、８月16日からは１人１日５ガロン（22.7ℓ）の計量給水を開始、さらに８月24日からは１人１日１ガロン（4.5ℓ）という厳しいものとなった。

10月16日からは完全断水になった。このため、これまで不良井戸として埋め立てた井戸を掘り起こして回ったりしたため、一部の人々に水道に対する不信の念を抱かせることになり、給水人口の減少をまねくことになった。町々では昔ながらの水売りが復活した。

11月に入って事情が好転し、同月26日から久し振りの計量給水が復活し、12月16日からは隔日８時間給水となった。給水制限が解除になったのは暮れも押し迫った12月26日であった。

第５節　相次ぐ給水制限

1895年（明治28）も８月は28㎜の降雨量しかなく、９月６日から給水制限に突入した。９月には114㎜の雨量があったものの10月には43㎜、11月には41㎜の降雨量しかなかった。前年の11月と比較すると２分の１の降雨量しかなかったので、同年11月26日から完全断水に入った。12月に時間最大42.7㎜のまとまった降雨があり、同月の降雨量が159㎜となったので年末には隔日給水を行い、翌年１月18日からは昼間８時間給水とした。２月中旬の雨で２月16日には制限を解除した。

この年（1896年・明治29）も貯水池の減水が著しく、７月に入って撒水を禁止したり節水の呼びかけを行ったりした。７月31日に集中豪雨があり、給水制限は回避された。

1898年（明治31）には、９月の降雨量が前年の５分の１であったのに加えて10月の降雨も少なかったので、11月20日から１日12時間の給水制限に入った。12月は83㎜、翌年１月は36㎜の降雨量しかなく、１月４日から１人１日２ガロン（9.0ℓ）同月21日からは、１ガロン（4.5ℓ）の計量給水を行い、２月１日からは完全断水に入った。

断水に先立ち、１月27日から旧市内の3,300カ所の井戸の水質検査を実施した。ほとんどが飲料不適であったため簡易濾過設備を奨励した。この装置は、ポン水（ラムネ）製造業者が1886年（明治19）に考案したものと同じ装置で、桶の底から濾過水が出る隙間を残し小さな穴をあけたかけごを敷き、その上に荒砂、消炭を入れたものであった。この装置の絵を各町内に配った。

断水状態はその後も続いていたが、貯水量に回復のきざしが見えてきたので２月28日から１人１日１ガロン（4.5ℓ）の計量給水とし、２月の終わりにまとまった雨が降ったことにより３月２日に解除になった。

断水も発生

1900年（明治33）12月の降雨量は41㎜と少なく、翌年１月１日から給水制限に入り、その後断水が１日間あったが４月20日に解除になった。また、８月15日から断水１日を含む給水制限が行われ、12月末解除になった。この年（1901年・明治34）に完全給水を行ったのは僅か117日であった。

1902年（明治35）も完全給水が出来たのは120日間だけで、断続的に給水制限を実施している。

このため、ますます水を売り歩く商売が繁昌した。水売り商人たちは、江戸時代から名水とうたわれた中川方面は山賓窩下の地蔵水、西山方面は妙見神社の水、高野平（びら）方面は田中の水、筑後町方面は立山の水、館内方面は中新町の水を汲んでいたという。

このような1894年（明治27）からの相次ぐ給水制限に、市民から水源池増設の強い要望の声が聞こえるようになってきた。

第６節　第２次料金改定（明治30年）

1897年（明治30）１月１日、第２次の水道料金改定を行った。第１次が普及促進のための料金値下げの改定であったのに対し、第２次の改定では、料金の大幅値上げによる増収が図られた。

その他にも幾つかの改定が行われている。

給水の種類についても、今までの家事使用、営業使用、随意使用などの呼称がなくなり、代わってこれらを第一類、第二類、第三類と呼ぶことに改定した。

第一類（家庭、学校、会社、病院等）

１戸10人以下が１ヵ月１円、１戸10人以上10人を増すごとに１ヵ月20銭を加算、水栓３個以上は１個を増すごとに１ヵ月20銭を加算する。

第二類（営業及び船舶、牛馬、馬車等に供するもの）

計量供給によるものは、1,000ガロンにつき16銭とし、１ヵ月の使用量が7,000ガロンに満たないものは１ヵ月につき１円10銭とする。

ただし、船舶用は１㎥につき15銭とする。

放任供給用水による営業用の料金は

1．湯屋　　１ヵ月５円
2．酒、醤油、酢醸造、貸座敷、料理屋、洗濯屋、ポン水製造、青物市場、魚市場、劇場　１ヵ月４円
3．旅人宿、汽船問屋、飲食店、寄席　１ヵ月３円
4．酒小売、魚商、青物商、菓子製造、下宿屋　１ヵ月２円
5．一人で数業を兼業するものは高額の営業に対する料金を支払う。

ただし、水栓３個以上は１個を増すごとに30銭を加算する。

また、ここに決められていない営業使用については２円から５円の範囲で市参事会が料金を決定する。

牛馬、馬車の料金は

馬１頭	１ヵ月	15銭
牛１頭	〃	12銭
二輪馬車１輪	〃	15銭
四輪馬車１輪	〃	20銭

第三類（噴水泉、庭園、及び第一類、第二類以外の使用に供するもの）

1,000ガロンにつき１円とする。

また、市外に設けられた共用栓については、

６戸以下　１ヵ月　70銭

６戸以上１戸を増すごとに７銭を加算

このときから、初めて申し込みの場合、月のうち15日以前のときは全月分、16日以降のときは半月分の料金を徴収するという規定が設けられた。また、廃止の場合も同様で15日以前のときは半月分、16日以降のときは全月分の料金を徴収した。

第７節　給水規則の改正（明治30年）

創設当初から独立採算制の建て前をとってきた水道会計は毎年欠損続きで、市費からの繰り入れによってかろうじてその経営が成り立っていた。1892年（明治25）の第１次改正で共用栓を無料とし、専用栓の値下げを断行して専用栓使用者の増加を図ったが、期待に反して専用栓使用者は一向に増加しなかった。

1896年（明治29）になると市費からの支出はいよいよ増加し、水道会計に対する補充がきわめて困難となった。そこで第22条の料金改正の禁期限である５年が経過する明治30年の施行を目指して第２次の給水規則改正案を

同年９月14日の市会に上程した。

この案は、共用栓を再び有料にし、共用栓使用者を能力に応じて等級をつけ、次のような料金を徴収するというものであった。

所得税納税者又は地租５円以上、営業税５円以上納める者の給水料は１戸１カ月につき金30銭。

６戸以下１カ月に付き50銭。

６戸以上１戸増すごとに５銭を加算。

これは共用栓使用者に格差をつけてそのうちの高額者を自家通水者の方へ導びこうというのが、狙いであった。

ところが、「同じ共用栓使用者の料金に格差をつけられるのは妥当でない。自家通水者の増加を図るのであれば共用栓の数を減ずる方法をとった方がよい」という理由でこの原案は否決され、共用栓は従来通り無料据え置きとし、自家通水などの料金で大幅に値上げして増収を図り水道会計を改善することにした。

またこの時、第22条の料金改正の禁期限を決めた規定を削除した。

この給水規則は1897年（明治30）１月１日から施行された。

長崎水道給水規則

第一章　　通　則

第一條　長崎水道給水ノ種類ヲ分ツテ三トス

第一類　一家必要ノ使用ニ供スルモノ

第二類　營業及船舶、牛馬馬車等ノ使用ニ供スルモノ

第三類　噴水泉、庭園、園及第一類、第二類外ノ使用ニ供スルモノ

第二條　給水ノ方法ヲ分ツテ二トス

第一　放任供給　水量ヲ計算セスシテ給水スルモノ

第二　計量供給　水量ヲ計算シテ給水スルモノ

第三條　第一類ハ放任供給トス

但諸官衙學校病院銀行諸會社其他諸集會所ハ計量供給トス

第二類、第三類ハ計量供給トス

但時宜ニ依リ水道事務所ノ見込ヲ以テ放任供給トナスコトヲ得

第四條　給水ノ種類ハ水道事務所ノ見込ヲ以テ決定スルモノトス

第五條　共用栓ハ自家通水ノ裝置ナキ市民ノ爲メ第一類ノ使用ニ供ス

但水量ニ剩余アル場合ニ限リ水料ヲ徴收シ市外人民ニ給水セシムルコトアルヘシ

第六條　給水ハ晝夜ヲ不断トスルト雖モ天災時變又ハ水道ノ破損等已ムヲ得サル場合ニ於テハ水量若クハ給水時間ヲ制限シ又ハ一時給水ヲ爲ササルコトアルヘシ

此場合ニ於テスル損失又ハ不便ニ対シテ市ハ其責ニ任セサルモノトス

但前項ノ理由ニ依リ二週間以上ニ渡リ給水ヲ中止シタルトキハ日割ヲ以テ水料ヲ減ス

第七條　私用防火栓ヲ設置セントスルニハ事務所ニ申出別ノ定約ヲ取結フヘシ

第八條　給水料ノ割合ハ時宜ニ依リ之レヲ變更スルコトアルヘシ

但増額ノ場合ニ於テハ少クトモ三ヶ月以前ニ之ヲ告示スヘシ

第九條　給水栓、水止栓、防火栓其他邸宅外ニ係ル水道器具ハ水道事務所員ノ外何人タリトモ之ヲ開閉シ又ハ之レニ触ルルコトヲ得ス

第二章　　配水管、量水器

第十條　街路本管ヨリ邸宅内ニ給水ノ爲メ敷設スル配水管及量水器其他コレカ敷設及使用ニ要スル器具ハ全テ水道事務所ニ於テ調製ス

第十一條　配水管其他ノ器具ニシテ修補ヲ欠ニ若クハ破損シ又ハ給水ニ異動ヲ生シ若クハ生スヘキ形状アリト認メタルトキハ速ニ水道事務所ニ報告スヘシ

第十二條　配水管・量水器ハ水道事務所員ニ

於テ随時檢査ス此場合ニ於テ事務員ハ配水管ノ設ケアル邸宅内ニ立入ルコト得

第十三條　量水器ノ作用ニ錯誤アルコトヲ發見シタルトキハ直チニ修繕ヲ加フヘシ

但此間ノ水量ハ前三十日ノ平均消費高ニ準ス

第十四條　使用者ニ於テ量水器ノ試驗ヲ望ムモノアルトキハ水道事務所ハ随時其需ニ應ス

但此試驗ニ於テ量水器ニ過不足ヲ表スルトキハ其結果ニ準シ量水支拂未済ニ係ル消費水量ヲ訂正ス

第三章　給水供給及工費

第十五條　自家引水ヲ要スルモノハ水道事務所ニ出願スヘシ水道事務所ハ実地臨檢ノ上第十條ノ工費調書ヲ製シ其拂込期ヲ定メ本規則ヲ添へ之ヲ出願者ニ通報シ其拂込ヲ俟ツテ工事ニ着手スルモノトス

但給水工事及修繕変更撤去等ノ費用ハ出願者ノ負擔トシ其払込ヲ數回ニ分ツコトヲ得

第十六條　使用者給水ノ廢止又ハ中止ヲ要スルトキハ必ス十四日前書面ヲ以テ水道事務所ニ申出ツヘシ

第四章　給水料

第十七條　自家引水ニ係ハル第一類ノ給水料ハ一戸人員十人以下一ケ月金一円トス以上十人迄ヲ増ス毎ニ一ケ月金二十錢ヲ加フ

又給水栓三個以上一個ヲ増ス毎ニ一ケ月金二十錢ヲ加フ

第十八條　計量給水ノ水量ハ左ノ如シ

第二類ハ一千我倫ニ付十六錢トス其一ケ月消費高七千我倫ニ満タサルトキハ一ケ月金一円十錢トス

但船舶ノ使用ニ供ス水量ハ一頓ニ附金十五錢トス

第三類ハ一千我倫ニ付金一円トス

第十九條　左ノ各營業者ニシテ計量供給ニ依ラサルモノノ給水料ハ左ノ如シ

但給水栓三個以上一個ヲ増ス毎ニ金三十錢ヲ加フ

一　湯屋　一ケ月金五円

二　酒、醬油、酢醸造、醪搾取、貸座敷、料理屋、洗濯屋、ポン水製造者、青物市場、劇場　一ケ月金四円

三　旅人宿、汽船問屋、飲食店、寄席　一ケ月金三円

四　酒小売、魚商、青物市場、菓子製造、下宿屋　一ケ月金二円

五　一人ニシテ數業ヲ兼ヌルモノハ高額ノ營業ニ對スル水料ヲ納メシム

第二十條　前條ニ規定セサル營業者ニシテ計量供給ニ依ラサルモノノ給水料ハ二円以上五円以下ノ範囲ニ於テ市参事會之ヲ定ム

第二十一條　第十九條第二十條ニ該當スルモノニシテ満一ケ月營業ヲ中止スルトキハ其月ノ水料ハ第十七条ノ例ニ依ル

第二十二條　營業ニ非ラサル牛馬馬車用ニ供スル計量供給ニ依ラサル水料ハ左ノ水料ヲ納メシム

但其頭數及車輪數ハ用水出願ノトキ及爾後異動アル毎ニ日時ト共ニ書面ヲ以テ水道事務所ニ届出ツヘシ

一　馬	一頭	一ケ月ニ付	金十五錢
一　牛	一頭	同	金十二錢
一　二輪馬車一輪		同	金十五錢
一　四輪馬車一輪		同	金二十錢

第二十三條　市外人民ノ共用栓用水料ハ六戸以下一ケ月ニ付金七十錢トス六戸以上一戸ヲ増ス毎ニ金七錢ヲ加フ

第二十四條　水料ノ納附期日ハ左ノ如シ

放任給水ハ毎月五日迄ニ其月分ヲ納附スヘシ

計量給水ハ毎月五日迄ニ前月分ヲ納附スヘシ但船舶使用ハ總テ前納スヘシ

第二十五條　水料ノ計算ハ左ノ例ニ依ル

放任供給ニアリテハ毎月一日ノ現在人員ニ

依リ中途ニ於テ人員ノ異動アルモ水料ヲ増減セス
但給水ノ始メ月十五日以前ナルトキハ全月分十六日以後ナルトキハ半月分
廃止ノ場合ニ於テハ十五日以前ナルトキハ半月分十六日以後ナルトキハ全月分其前納ニ係ル料金ノ残額ハ還附ス
計量給水ハ總テ水量ニ依ル

第五章　違犯者處分

第二十六條　左記ノ項目ニ該當スルモノアルトキハ其配水ヲ停止スルコトアルヘシ
第一　水道ニ關スル諸料金若クハ仕拂金ヲ各指定ノ時限内ニ納セサルモノ
第二　故意又ハ不注意ヲ以テ用水ヲ浪費濫用シ若クハ他人ニ附與シタルトキ
第三　共用栓使用者ニシテ自己ノ鑑札其他ノ使用者ニ貸與シタルトキ
第四　水道事務所員若クハ職工ノ邸宅内ニ立入ルコトヲ拒ミ若クハ其職務執行ヲ妨クルモノ
第五　前諸項ノ外此規則ニ違犯ノ廉アルモノ
第二十七條　前條配水ノ停止ハ違犯者ニ於テ其違犯ノ廉ヲ整理スル迄解除セサルモノトス

第六章　附　則

第二十八條　本規則ハ明治三十年一月一日ヨリ施行ス
第二十九條　本規則ヲ施行スルニ要スル細則ハ市参事會ニ於テ之ヲ定ムルモノトス
第三十條　明治二十五年第六十一號外給水ノ件ハ明治二十九年十二月三十一日限リ廃止ス

第８節　第３次料金改定（明治31年）

1898年（明治31）４月１日、依然として専用栓使用者が増加しないため、1892年（明治25）から６年間実施した共用栓の無料給水を廃止して、有料化することになった。

その料金は、共用栓を営業用として使用するものは、1897年（明治30）の料金改定で定められた、第二類の放任供給による場合の料金の半額を徴収するというものであった。

共用栓を家事用として使用するものは、次のように料金を改定した。

１カ月１戸につき
一等　15銭
二等　10銭
三等　５銭
市外　20銭

ところが、同じ共用栓を使用するのに等級の基準が明確になっておらず、各町の組長が等級を決定するのは納得できない、として市民が騒ぎだした。

住民は市当局に次のことを強く要望した。
１、等級に明確な基準を設けること。
２、共用栓使用者のうち営業使用に対しては、自家通水同様その業種別によって一定の料金を定めること。

まず、現行給水規則の第５条が次のように改められた。

第五條　共用栓ハ自家通水ノ装置ナキ市民ノ爲第一類ノ使用ニ供シ出願ノ上一戸毎ニ給水鑑札ヲ下附ス
但水量ニ剰餘アル場合ニ限リ水料ヲ徴収シテ市外人民ニ給水セシムルコトアルヘシ

現行給水規則では、第26条の第３項の違反者処分の項に「他人に自己の鑑札を貸与したとき」とあるにもかかわらず第５条ではなん

ら鑑札について明記されていなかったので、第５条を改正して「一戸ごとに給水鑑札を発行する」と明記し、これによって共用栓使用者の実態をつかみやすくした。

次に、現行給水規則の第23条を次のように改正している。

第二十三條　共用栓ヨリ供給スル水料ハ左ノ区別ニ依リ之ヲ徴収ス
第十九條、第二十條ノ各營業者ノ給水料ハ一戸一ケ月ニ附第十九條、第二十條ニ規定スル各項料金ノ十分ノ五トス
其他ノ者ハ一ケ月一戸ニ付一等十五錢、二等十錢、三等五錢ヲ徴収シ市外人民ハ一ケ月一戸ニ付金二十錢ヲ徴収ス

共用栓だけは、特別の場合は市外、つまり給水区域外にも設置して給水することにした。

その他、現行給水規則の第26条が次のように改正された。

第二十六條　左記ノ項目ニ該當スルモノアルトキハ其配水ヲ停止シ且告発ノ手續ヲナスモノトス
第三無鑑札ニシテ共用栓ヲ使用シ若クハ自己ノ鑑札ヲ他ノ使用者ニ貸シタルトキ

第９節　第４次料金改定（明治33年）

1898年（明治31）の共用栓有料復活に次いで1900年（明治33）現行給水規則の改正が行われた。今回の改正は共用栓、営業水料に等級をつけたことに大きな特徴があった。

家事使用するものを第一普通水料とし、次のような基準によって等級が決められた。

第一普通水料
一等　直接國税六圓以上納メル者
一ケ月　三十錢
二等　直接國税六圓以下三圓以上納メル者
一ケ月　三十錢
三等　直接國税三圓以下一圓以上納メル者
一ケ月　十五錢
四等　前三項以外ノ者　一ケ月　十　錢
但シ一戸人員十人マテ
ソレ以上ハ十人ヲ増ス毎ニ五錢ヲ加算スル
市外共用栓料金ハ上記ノ二割増トスル

共用栓を営業用に使用するものについては

業種＼等級	一等	二等	三等	四等	五等
	円　錢	円　錢	円　錢	円　錢	円　錢
貸座敷	2.50	2.25	2.00		
料理屋	2.50	2.25	2.00	1.75	
洗濯屋	1.50	1.25	1.00		
ポン水製造	2.00	1.50	1.00		
旅人宿	2.00	1.50	1.00	0.75	
汽船問屋	1.50	1.25	1.00		
荷受問屋	1.25	1.00	0.75		
飲食店	1.50	1.00	0.75		
寄席	1.50				
酒小売	1.50	1.00	0.80		
醤油小売	1.00	0.80	0.55		
魚商	1.00	0.80	0.50		
菓子製造	1.00	0.80	0.60	0.50	0.30
下宿屋	1.00	0.75	0.50		
木賃宿	0.50	0.35			
紺屋	1.25	1.00	0.75		
理髪屋	1.25	1.00	0.75		
豆腐屋	0.80	0.60	0.50		
青物商	1.00	0.80	0.05		
こんにゃく屋	0.50				
馬一頭	0.15				
牛一頭	0.12				

前頁の表の通り改正された。

この等級は同業者中の総代の意見を聞いて水道事務所で決められていた。

また、一人で数業を兼ねるものは収入の多い業種により料金を支払う、この分類に無いものは市の参事会が料金を決定する、というものであった。

また、料金の徴収方法も第24条で次のように改正された。

第廿四條　水料ノ納附期日ハ下記ノ如シ
一　自家放任供給ハ毎月五日迄ニ其月分ヲ納附スヘシ
二　計量供給及船舶使用者ハ毎月五日迄ニ前月分ヲ納附スヘシ
三　共用栓使用者ハ下記ノ四期ニ分チ毎期初月ノ十五日迄ニ納附スヘシ
第一期　四月一日ヨリ六月三十日迄
第二期　七月一日ヨリ九月三十日迄
第三期　十月一日ヨリ十二月三十一日迄
第四期　一月一日ヨリ三月三十一日迄

今回の料金徴収の改正点は次の３点である。

(1)自家通水の料金は前納

(2)計量供給による場合は後納制を採用

(3)共用栓の納期は４期に分けて、１期ごとに３カ月分の料金をまとめて徴収

その他、現行給水規則のうち、次の条項が改正された。

第五條　但書徴収シテノ下「市外人民」ノ四字ヲ「區域外」ノ三字ニ改正
第十九條　四項中下宿屋ノ下ニ「紺屋、豆腐屋、醤油小賣、荷受問屋」ノ十三字ヲ加フ
第廿二條　「營業者ニ非ラサル」ノ八字ヲ削ル
第廿三條　共用栓ヨリ供給スル水料ハ次ノ通リ之ヲ定ム
但シ區域外ニ給水スル水料ハ普通水料及營業水料額ニ二割ヲ増ス

この改正規則は1980年（明治33）７月１日から施行された。

第10節　第１回拡張事業

創設の給水開始当時は市民は水道にあまりなじまず使用水量も少なく、それに伴って赤字つづきであったので、市では普及率を高めるためにいろいろ対策を講じていた。

数年を経て、コールタールの匂いも消え、清潔でうまい水がいつでも飲めるすばらしさが市民にもすっかり定着してきた。

そうした矢先の1894年（明治27）７月15日から毎年のように給水制限や、断水が繰り返された。市当局も埋没させた井戸を堀り起こし、簡易濾過装置を設置させるなどの対策をとってきたが、それでも追い付かず後手後手に回って市民からの苦情が相次いだ。

戦争で水の需要が増加

給水制限に至った要因は雨量不足もあるが需要の激増も見逃がせない。1894年(明治27)８月、日清戦争勃発で長崎港は兵員や物資輸送の基地になり、船舶の出入、人馬の往来が激しくなり市況は活発となった。翌年４月終戦を迎えたが、その後も長崎と南中国・台湾などとの交通は頻繁となっていた。1898年(明治31）４月、スペインとアメリカが戦争状態になるとアメリカ軍用船の寄港が多くなり、市況は一段と活況を増し、また各地からの転入者で人口は著しく増加した。

長崎に市制が施行されてから初の市域拡張が1898年（明治31）10月１日に行われ、次の地区が新たに長崎市に編入された。

上長崎村の一部
現在の風頭山麓の墓地、伊良林小学校以南、中川町、立山町、西坂町、御船町より以北の岩川町、坂本町方面

下長崎村の一部

現在の高平町、愛宕町、小島町、中川町方面

戸町村の一部

現在の大浦各町、浪ノ平町、古河町、琴平町、小菅町、国分町、戸町方面

淵村の全部

これにより人口は、11万3,307人、戸数１万6,559戸に膨張していた。

拡張への体制を固める

市当局も施設の増設の必要性を痛感していたが、水道創設から数年も経ていないのに増設するのは、創設当時、前代未聞の水騒動を引き起こしたことを思い、これを公表することを躊躇していた。

しかし、市会でも水問題が論議の中心となっていたので1898年（明治31）当局はついに意を決して拡張工事を起こすことを決め、同年４月市は増設工事担当者の辞令を交付した。工事の総責任者として創設水道時の工師長であった吉村長策技師が顧問に選ばれた。彼は長崎創設水道完成後、大阪、広島軍用水道、神戸、舞鶴要港水道を完成させ、同年10月佐世保海軍水道の工事長として赴任していた。また、担任技師（工事長）には、創設水道時の主任技師で工事完成後市職員となった中島四方三郎技師が任命された。

主任技師　小柳熊吉

担当技手　小島春次郎、赤松和三郎、横尾弘貞

技術陣は吉村技師が育てた者ばかりで佐世保鎮守府で海軍の軍用水道にたずさわっていた者が多かった。

その後、数カ月して、江口朝治、隅田小平太技手が加わった。

事務部門では

事務主任　山口常麿

事務担当　志水、江副、佐藤が任命された。

以上の陣容で、増設水道工事予算書作成が開始された。

第１回拡張工事担当者　前列左から２人目横尾技手、次が中島工事長、横山市長　後列左端小島技手、二人おいて吉村顧問（写真提供 松浦穣氏）

一方、横山寅一郎市長は国庫補助を得るため上京して国に働きかけると同時に、長崎市出身の伊東巳代治男爵始め有力者の応援を求めて国庫補助金68万5,000円の内諾取り付けに成功した。

明治32年度の予算に水道増設計画費3,000円を計上し、長崎県出身の地質学者工学博士巨智部忠承と吉村長策技師に調査を依頼した。

巨智部忠承は、1854年（安政元）肥前国彼杵郡幸田村（現長崎県西彼杵郡長与町高田郷）で生まれた。1882年（明治15）日本で最初の地質調査所を創立、初代所長に収まった。地質図の作成、油田の開発、鉱床の調査など応用地質学の草分け的存在、長崎では高島炭鉱の大きな鉱脈を見付けている。また、小浜温泉、嬉野温泉の調査も行っている。その他、明治から大正にかけて建設された殆どのダムの地質調査を手掛けている地質学の権威者。1927年（昭和２）没、73歳。

吉村技師は、創設当時から近い将来、本河内（高部）貯水池だけでは賄い切れないので拡張工事が必要であることを予測していた。そして、折りを見ては調査を行っていた。巨智部博士と調査に入ったときはプランが出来上がっていたのでスムーズに調査が捗った。

吉村技師が提案したのは、既設の本河内（高

部）貯水池の上流奥山にダムを建設する案と貯水池の下流にダムを建設する案であった。越流する貴重な水を無駄なく受け止める方が得策と考えたのである。その他、中島川の支流西山川と木場川の合流地点付近にダムを建設し下流側に浄水場を建設する案と、水量を確保するために補助的ダムを鳴滝七面谷に建設する案の計４案を巨智部博士に提案した。その線に沿って地質調査が行われ、後日報告書が送られてきた。

その報告書は、「本河内の既設ダムの上流より下流側の地点が地質的に安定しており、ダム地点として最適である。西山川の上流木場川の合流地点は一部地質的に乱れがあり、最適といえないが適に近い地質である。鳴滝七面谷も西山と同じ適に近い地質である。」という内容であった。

この報告書に基づいて、吉村、中島技師を中心に担当者たちが計画を練った。

今回の計画では高部地区と低部地区に分けて給水する方法をとった。対岸地区の稲佐、立神方面に給水するには西山貯水池の下流側に浄水場を建設する案がまとまったが、低部地区に給水する浄水場が決まらず検討課題として保留され、実施測量に入った。西山高部浄水場から諏訪神社下までの配管路線は、旧道に布設するには道幅も狭く、雑石積の石垣が連なっているので危険性があるので用地買収を行った。図面をよく見ると西山低部浄水場がまだ記載されていない。本河内低部貯水池、七面谷貯水池の水をどこで浄水するか未決定の頃の図面である。その後、西山低部浄水場の位置が決まった。

増設工事の設計は小島春次郎が担当した。増設水道設計の参考書になったのは創設時に使用されたWILLIAM HUMBERの「WATER SUPPLY OF CITIES AND TOWNS」の後に出版されたW.K.BURTONの「THE WATER SUPPLY OF TOWNS」が主に使われ、吉村技師が和訳し、小島技師ほか担当技手達を指導した。

設計概要では、明治31年末人口10万6,574人、港湾改良の結果、新埋め立て地とその他の人口９万3,400余人の増加を見込んで計画給水人口20万人に給水することを目標とした。給水区域は西泊以西、小菅以南を除く区域で１人１日平均給水量は市民日常水に消防用水及び普通営業用水を加算して３立方尺とした。七面谷にダム１カ所、西山高部にダム１カ所、濾水池３池、配水池１池、西山低部に濾水池３池、配水池１池、本河内低部にダム１カ所、本河内低部から西山低部浄水場まで導水トンネル２本を掘削し、導水管で取水する案とし総事業費142万円を算出した。

1899年（明治32年）４月29日の市会に増設水道計画及び予算案が上程され、吉村長策技師が工事内容を説明した。問題になった点はなく原案のまま満場一致で可決された。

議会に上程された水道増設議案は下記の通りである。

長崎市増設工事説明書

第一、規　模

本市水道擴張ノ目的ハ人口廿萬人ニ給水スルニアリ蓋シ其必要ノ生シタルハ今般市域ヲ擴張シタルト近年世ノ進歩ニ從ヒ本市人口著シク増加セシニ依ルモノニシテ明治卅一年末現住人口十萬六千五百七十四人ニ當港湾改良ノ結果新埋築地他ニ増殖スル人口ヲ九萬三千四百二十六人ト見積リ給水人口ヲ定メタリ明治廿年ヨリ明治卅一年ニ至ル拾二年間現在人口下記ノ如シ

年次	戸數	人口
明治20年	6,753	40,187
明治21年	6,846	43,969
明治22年	9,230	54,502
明治23年	9,183	57,500
明治24年	9,294	59,627

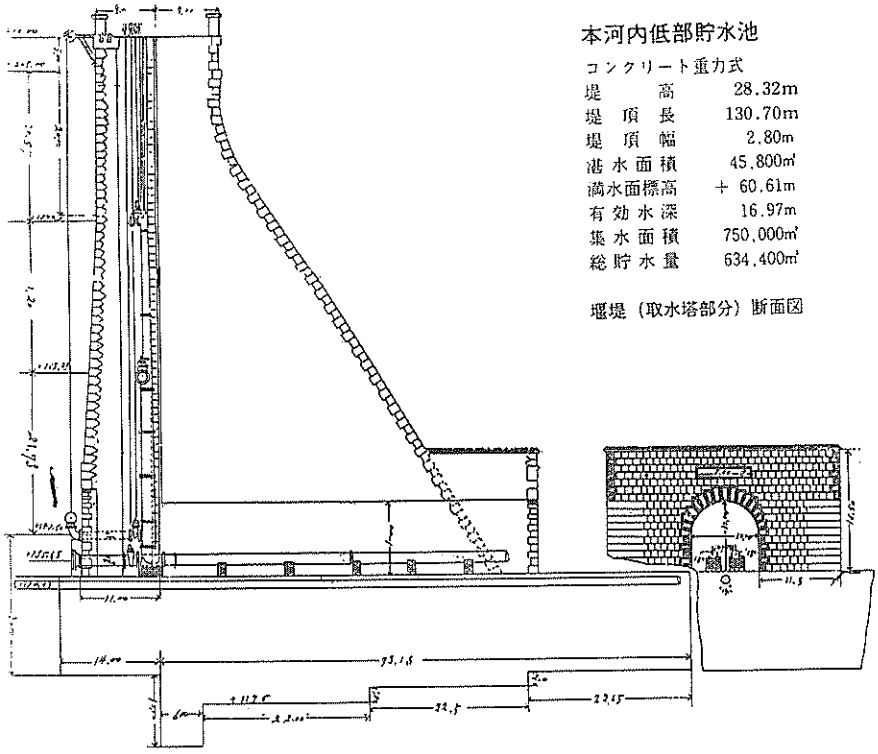

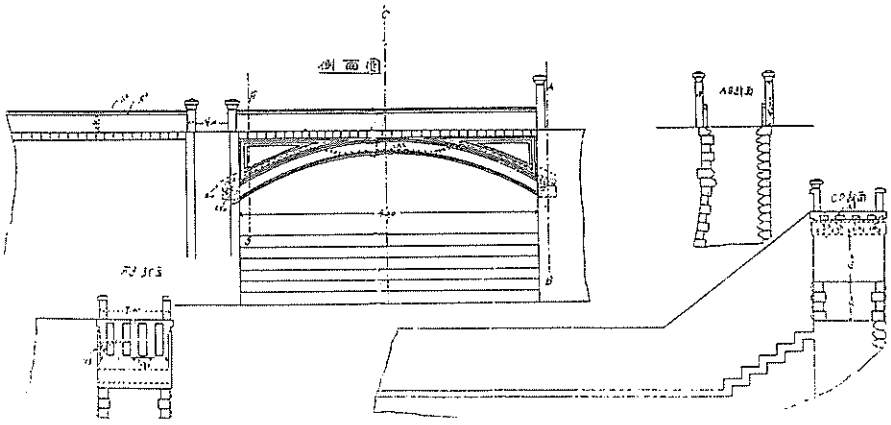

明治25年	9,368	61,999
明治26年	9,480	64,283
明治27年	9,555	66,861
明治28年	9,557	71,485
明治29年	9,590	71,730
明治30年	9,638	73,974
明治31年	16,559	113,307

給水區域ハ本市區域ヨリ西泊以西小菅以南ノ部分ヲ除クモノトス一人一日ニ對スル平均給水量ハ市民日常用水ニ消防用水及ヒ普通營業用水ヲ加ヘ三立方尺トシ多量ヲ要スル特種ノ營業用水ハ水量ニ餘裕アルトキハ其需メニ應スル計畫ナリ

現在水道ハ一人一日二十我倫ヲ六萬人迄給

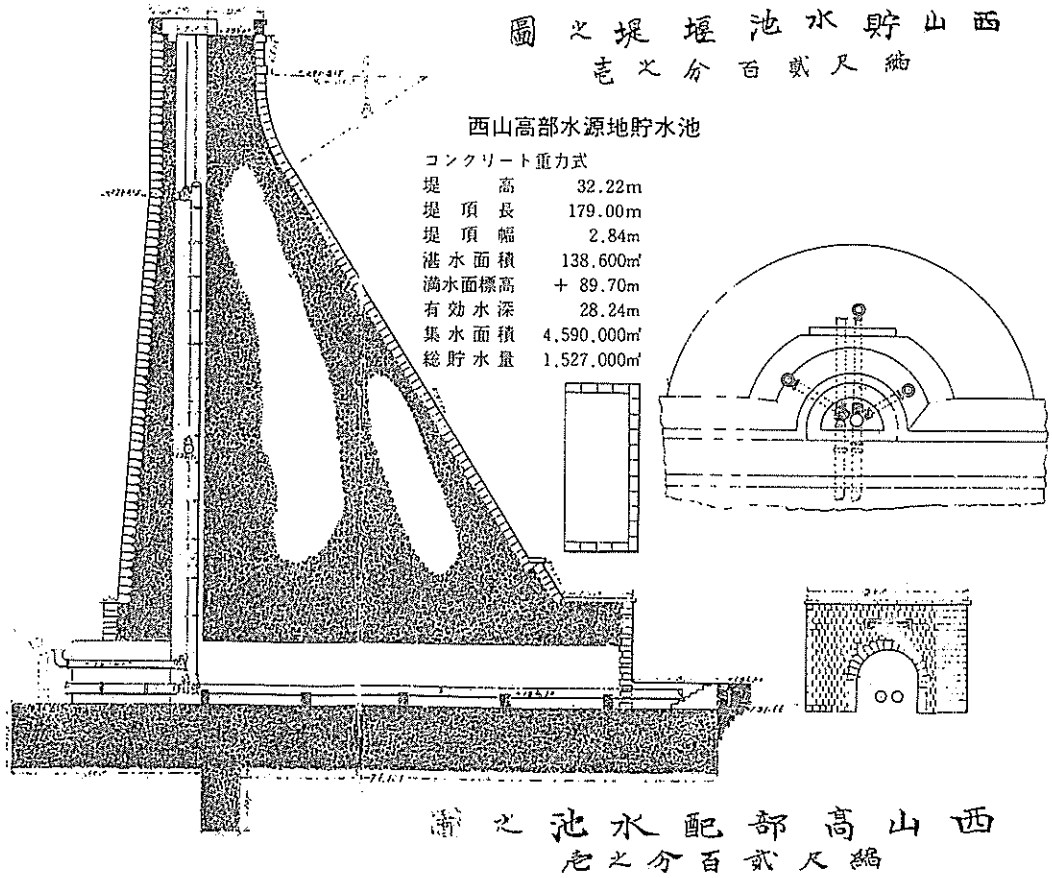
西山貯水池堰堤圖
壱之分百貳尺縮
西山高部水源地貯水池
コンクリート重力式
堤高 32.22m
堤頂長 179.00m
堤頂幅 2.84m
湛水面積 138,600㎡
満水面標高 ＋ 89.70m
有効水深 28.24m
集水面積 4,590,000㎡
総貯水量 1,527,000㎡
西山高部水源地配水池圖
壱之分百貳尺縮

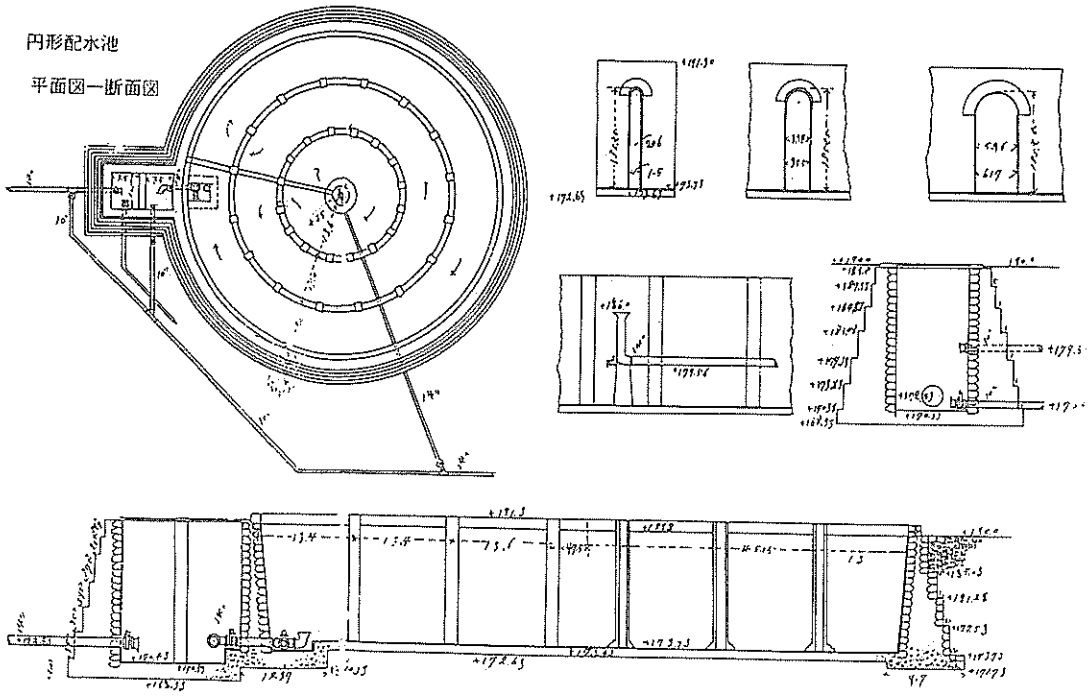
円形配水池
平面図一断面図

水スルノ計畫ナリ

第二、水　源

本市附近ニ於テ適當ノ水源ヲ得ルハ最モ苦心シタル所ニシテ諸所踏査ノ結果本河内谷現在水源ノ下流ニ一ケ所西山谷ニ一ケ所七面谷ニ一ケ所合シテ三ケ所ノ貯水池ヲ新設シ之レニ雨水ヲ蓄ヘ以テ水源トナスノ外ナシ

前掲人口ニ差支ナク給水スルニ必要ナル貯水量ハ渓谷ノ収入面積及雨量トニ依リ計算セサル可ラス然リ而シテ實際雨量ノ幾何ヲ貯水池内ニ集収シ得ヘキカハ所謂實地問題ニシテ貯水池ノ位置ニ於テ長期間観測ナクンハ俄カニ計算シ得ヘカラサルヲ以テ從來ノ經驗ト學説トヲ斟酌シ一月二月十一月十二月ノ四ケ月ハ實際ノ雨量ノ三割二月五月十月ノ四ケ月ハ四割六月七月八月九月ノ四ケ月ハ其五割ヲ集収シ得ヘキモノト假定シ既ニ雨量ノ六割ハ蒸發吸収及ヒ滲透ノ爲メ失フモノトセリ

第三、浄水場

濾水池ハ西山谷高部ニ三池西山低部ニ三池ヲ新設シ本河内谷七面谷及ヒ西山谷新設貯水池ヨリ鐵管ニ由テ導水ス尚ホ現在ノ濾水池ヲ併用シテ人口二十萬人ニ必要ナル水量ヲ濾過シ其最大速力ハ一晝夜ニ拾尺ナリ

配水池ハ西山谷低部濾過池ニ接近シテ二個ヲ設ケ新設濾過セシ水ヲ集収ス既チ西山谷配水池ヨリ馬町通リマテ直徑廿二吋鐵管ヲ布設シ現在水道鐵管ニ接續シ馬町ヨリ中町通リ大黒町新埋築地マテ十四吋鐵管ヲ布設シ夫ヨリ十吋八吋六吋四吋ノ鐵管ヲ各所ニ布設シ以テ新埋築地及ヒ稲佐方面ニ給水ス新大工町現在十四吋鐵管ヨリ十吋鐵管ヲ分岐シ寺町通リ思案橋ニ至リ現在八吋鐵管ニ接續シテ銅座町川以西ノ高部ニ給水ス

新設鐵管線路凡ソ毎五十一間ニ防火栓ヲ設置スル也新設防火栓數二百六十基也

この工事に伴う収支は下記のように予算化された。

長崎縣長崎市　自明治三十三年度
　　至明治三十五年度

水道増設費特別會計

歳入歳出豫算

歳　入

一金百四十二萬圓

内譯　金四十七萬二千七百圓
　　明治三十三年度

金四十七萬二千七百圓
　　明治三十四年度

金四十七萬四千六百圓
　　明治三十五年度

この内譯は、

公債募集金　六拾八萬五千圓
（明治三十三年度ヨリ三十五年度ニ至ル三年間ニ募集ス）

國庫補助金　六拾八萬五千圓
（増設中三回ニ分割下付ヲ受クルモノトス）

市税負擔額金　五萬圓
（増設中三ケ年度ニ徴収ス）

合　計　百四十二萬圓

歳　出

一金百四十二萬圓

内譯　金四十七萬二千七百圓
　　明治三十三年度

金四十七萬二千七百圓
　　明治三十四年度

金四十七萬四千六百圓
　　明治三十五年度

この内譯は、

貯水池築造費

三十八萬二千七百二十九圓七十九錢九厘

本河内低部貯水池

七萬九千四十四圓十五錢五厘

西山貯水池

二十二萬九千五百四十四圓七十九錢四厘

七面谷貯水池

七萬四千百四十圓八十五錢

濾水池築造費

十三萬六千九百二十四圓七十一錢八厘
配水池築造費
六萬九千三百二十八圓五十四錢一厘
敷地土工費
七萬二千二百七十一圓二十二錢
鐵管線路費
一萬七千九百五十三圓
水源敷地費石垣並下水費
五萬四千三百十八圓二十二錢
土地買收費
十五萬三千二十圓
本河内低部土地買收費
三萬四千六百圓
西山土地買收費
九萬七千九百二十圓
七面谷土地買收費
二萬五百圓
鐵管並要具費
三十二萬六千三百十圓七十二錢五厘
鐵管費
三十一萬五百七十二圓七十二錢五厘
要具費
一萬五千七百三十八圓
鐵管橋梁費
二萬六百圓
鐵管布設費
二萬一千六十七圓八十錢
工事監督費
八萬一千四百二十圓
測量費
四百圓
器具機械費
一萬二千圓
家屋建築費
一萬二千圓
雜　費
九萬一千七百二十八圓
公債利子
八萬二千百四十圓
公債證書調整費及募集等ニ係ル諸雜費
九千五百八十八圓
豫備費
四萬百九十九圓十九錢七厘
合　計
百四十二萬圓

長崎縣長崎市水道增設公債募集及ヒ償還法

第一條　長崎市水道增設費ニ充ツル爲六拾八萬五千圓長崎市公債ヲ募集スルモノトス

第二條　此公債ノ募集價格ハ百圓ニ附九拾圓以上トシ募集ノ都度市參事會ニ於テ之レヲ定ムルモノトス

第三條　此公債ノ利子ハ額面ノ金額ニ對シ一ケ年百分ノ六ト定メ毎年三月九月ノ再度ニ拂渡スモノトス

第四條　此公債ハ明治三十三年度ヨリ同三十五年度ニ至ル三ケ年度ニ於テ之レヲ數回ニ募集シ總計六拾八萬五千圓ニ滿ツモノトス

第五條　此公債ノ元金ハ募集期間之レヲ据ヘ置キ明治三十六年度ヨリ同六十九年度迄向フ三十四年以内ニ於テ毎年水料收入及ヒ水道區域割市税ノ内ヨリ其年支拂フヘキ利子及ヒ水道維持ニ要スル費用ヲ引去リ其残金ヲ以テ毎年之レヲ償還スルモノトス

第六條　此公債工事中ニ係ル利子ハ水道區域割市税及ヒ雜費ノ内ヲ以テ之レヲ支拂フモノトス

第七條　此公債元利償還ニ充ツ水道水料收入ノ目的ハ明治三十五年度ヨリ同四十八年度マテハ年額二萬八千八百圓同四十九年度迄ハ年額四萬四千圓トス

第八條　此公債元利償還ノ爲メ水道區域割市税ヨリ支拂フヘキ金額ノ豫算ハ明治三十五年度ヨリ同六十八年度迄毎年度一萬三千六百圓トシ水道水料等ノ實收入增加シタルトキハ此金額ヲ減却スルモノトス

第九條　此公債ハ初年度ヨリ三十七ケ年ニシテ元利悉皆償還ヲ了リタル

上金一萬七千三百二十九圓ノ殘金ヲ生スヘキモノトス

（償還表略ス）

公債條例ハ下記ノ如シ

第一條　長崎市水道增設公債ハ水道增設ノ費途ニ充ツ

第二條　此公債ハ金六拾八萬五千圓限リ明治三十三年度ヨリ同三十五年度ニ至ル三ケ年度ニ漸次募集スルモノトス

第三條　此公債ノ利子ハ額面ニ對シ一ケ年間百分ノ六半以下トス

第四條　公債ニ対シ發行スル證書ハ無記名利札付トシテ千圓、五百圓、百圓、五拾圓ノ四種トス

但應募者ハ所有者ノ望ニ依リ記名證書ト爲ス事ヲ得

第五條　此公債元利金ノ支拂ハ市參事會ノ撰定シタル取扱所ニ於テ取扱ハシム

但取扱所ハ官報又ハ新聞紙ヲ以テ豫メ之レヲ公示スヘシ

市は、明治33年度から35年度までの継続事業として認可申請書を内務省に提出した。この件について1899年（明治32）６月１日付の鎮西日報には

當地水道增設の件は内務省にては先年來大に必要を認め居りたることとて國庫補助の請願の如きも甚はだ好都合にて既に稟請通り省議決定し大蔵省へ廻付する手筈となりたる由にて一昨日横山市長より其旨電報ありたると聞く

とあり、内務省では認可申請通り許可になった。横山市長も無事通過したことを喜んで平田喬助役あてに「ブジ　ツウカ」の電報を打った。しかし、大蔵省では、財政的に緊迫している時期に予備的貯水池には国庫補助はつけられない、として削除され、国庫補助も25万8,000円減額され42万7,000円を６カ年間に補助するという厳しい通知がきた。したがって、最初の計画、設計、収支予算について変更を余儀無くされた。早速、変更の作業に取りかかった。その結果、計画給水人口20万人を18万2,000人に減らし、七面谷貯水池築造計画を削除して下記のように予算書を更正し1990年（明治33）４月18日の市会で、水道特別会計予算は可決された。

長崎縣長崎市　自明治三十三年度
　　至明治三十五年度
水道增設費特別會計
　歳入歳出豫算
　歳　入
公債金　百三十一萬圓
明治三十三年度ヨリ三十五年ニ至ル三ケ年間ニ募集ス
國庫補助金　十七萬七千圓
　明治三十三年度　金一萬圓
　明治三十四年度　金八萬三千五百圓
　明治三十五年度　金八萬三千五百圓
同外金　二十五萬圓
　明治三十六年度　金八萬三千五百圓
　明治三十七年度　金八萬三千五百圓
　明治三十八年度　金八萬三千圓
水道區域割市税負擔税　金四萬八百圓
　（三ケ年徴収）
合　計　金百五十二萬七千八百圓
外　金二十五萬圓

水道区域割市税負担税とは、次のようなものであった。

1．地租割ハ地租金一圓ニ附二十八錢五厘ヲ水道區域割トシテ徴収ス
1．縣税戸數割附加税ハ本税額一圓ニ附七十二錢ヲ徴収ス

１．徴収期限ハ地租割ハ五月一日現在ノ地租額ニヨリ同月三十一日マテ全額ヲ徴収シ縣税戸數割附加税ハ上下二期ニ區別シ縣税ト同時ニ徴収ス
但臨時収入ニ係ルモノハ發令ノ日ヨリ七日限リ徴収ス

歳　出
貯水池築造費
三十萬八千五百八十八圓九十四錢九厘
本河内低部貯水池
七萬九千四十四圓十五錢五厘
西山貯水池
二十二萬九千五百四十四圓七十九錢四厘
濾水池築造費
十一萬五千九百十九圓八十錢八厘
配水池築造費
六萬九千三百二十八圓五十四錢一厘
敷地土工費
六萬七千九百二十七圓八十二錢
土地買収費
十三萬二千五百二十圓
鐵管並要具費
三十八萬五千五百二十三圓四十六錢
鐵管橋梁費
二萬六百圓
鐵管布設費
二萬一千二百一圓四十錢
工事監督費
八萬一千四百二十圓
測量費
四百圓
器具器械費
一萬二千圓
家屋建築費
一萬二千圓
雑　費
二十四萬三百七十圓二錢二厘
豫備費
六萬圓
合　計　金百五十二萬七千八百圓

上記の議案が市会で可決されると、内務省に変更認可の申請を行った。

1900年（明治33）５月28日県庁を経由して認可された。認可されると直ちに用地買収すべき土地の測量に着手した。と同時に実施設計、実施図面の作業に取り掛かった。７月末には実施設計書・図面作成作業が完了し、買収面積が算出された。

用地買収はわずか１週間

横山市長は、1900年（明治33）８月３日、関係地主60余人（郷外地主を除く）を西山集会所に集めて増設水道の必要性、他にダムを建設する場所が無いことなどを強調して、ぜひ協力してほしい、と挨拶した。そのあと、吉村技師が工事の内容を詳しく説明した。地主たちは快く承諾したので早速個別に交渉に入った。

８月23日付の鎮西日報はこのことを賞讃して次のように報道している。

各地目に付き其地價を標準として一等より四等までの等級を設けて買収價格を附し家屋及樹木等の移轉費は他の類例に準じて費格を定め８月４日に至りて始めし可爾來僅々一週間即ち一昨日に至りて異議なく地主の承諾を得て買収を結了し愈々本日より登記の手続を爲すに至れり實に土地買収においては近來類例なき好成績にして是れ偏に鄉地主の好意に出でずんばあらざるなり彼等は先祖以來放すべからざる土地を放れ先祖累代住み馴れし家宅を去り肝膽相盡して培養したる益木を奪われ久しく養殖せしめたる山林を極められしの思ひをなせる道理にして彼等は曰く土地賣上の事敢て異議なし又價格の低廉何ぞ訴ふる處ならんや當市水道増設の必要已に識る亦他に

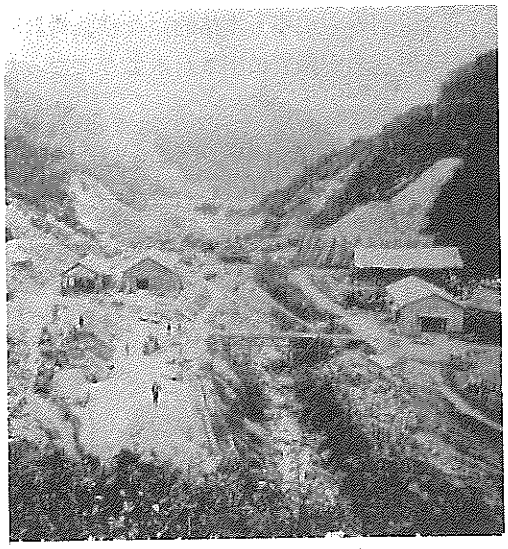

工事当時の西山ダム予定地

適當の土地なきをも知れりと雖も他に取更へなき先祖傳來の家宅と土地に放るる事妻子を失ふよりもつらし且泣き且訴ふる事度々にして市長も爲めに覺えず涙をながせして屢々なりきと實に買収中の一週間に於ける双方の苦心は頗る甚しきものありしと斯る情状なるにも拘らず價格は田地に於て壱圓以上三圓以内山林等に至っては三拾錢或は貳拾錢という最も低廉なるに対し直ちに承諾をなしたると實に市民の多謝すべき處に於て増設工事完成後に於ける飲料水は該地主の賜なりというも可ならん。

こうして動き出した第１回拡張工事の特徴は次のとおりである。

1．ダムはコンクリート重力式とし、使用したセメントは神戸水道専用ダムに次いで国産第２号である。
2．管材はリベット鋼管を使用。鋼管を使用したのは神戸に次いで２番目だが、神戸が国産であるのに対し長崎のは英国製である。
3．ダムの天端及び越流部並びに本河内越流部橋梁・各配水池頂版に15kgレールを１尺間隔に配置して補強した。
4．本河内低部ダムの下流部及び西山ダムの上流面、下流面に日本で初めてダムに型枠代りにコンクリートブロックを取り入れた。
5．本河内低部ダムから西山低部浄水場に至る原水導水管経18吋リベット鋼管を布設するための２本の隧道が掘削された。
6．日本で初めての120mの水管橋が中ノ島埋立地から旭町に架設された。

第１回拡張工事の着工は当初1900年（明治33）５月下旬の予定であったが、大蔵省で七面谷貯水池の削除と国庫補助の減額によって新たに工事見直しと予算案の作成、それに伴い認可がおくれ、土木工事着工が同年８月にずれこんだ。

工事は総て新聞広告により募集して競争入札を行った。

11月18日付の各紙に掲載された新聞広告

1．供給人夫　五千人
1．供給石工　一千人

此入札保証金各自見積金高百分ノ五以上此入札ハ二ヶ年以來土木建築請負營業從事セシ者ニ限ル

上記入札ス望ノ者ハ長崎水道事務所ニ就キ入札心得書契約書案等熟覧ノ上來ル廿三日午前十時迄ニ入札スヘシ同日午後一時開札ス

明治卅三年十一月十七日

長崎市参事會

日清戦争で人手不足

第１回目の入札では落札者はおらず再度、12月３日に広告を出し入札を行ったが、日清戦争のあおりを受けて人夫不足で落札する者がいなかった。特に手に職を持った石工、左官、大工は引っ張りだこで石工延べ人員1,000人を確保出来ず、ついに当局は石工を取り敢えずはずして、12月６日再度次の募集広告を出した。

１．供給人夫　五千人

此入札保證金各自見積金高百分ノ五以上此入札ハ二ケ年以來土木建築請負營業從事セシ者ニ限ル

上記入札ス望ノ者ハ長崎水道事務所ニ就キ入札心得書契約書案等熟覧ノ上來ル十二月十一日午前十時迄ニ入札スヘシ同日午後一時開札ス

明治卅三年十二月六日

長崎市參事會

その結果は公表されていないので不明であるが、その後募集の広告を出していないところをみると恐らく落札したものと思われる。

鋼管その他付属品の入札が1900年(明治33)５月行われ、支那日本貿易商会が落札した。

入札にかけられた材料は、口径４インチから22インチまでの直管及び異形管類、その他防火栓260基が主なものである。

入荷したリベット鋼管は、英国製の多くのメーカーの寄せ集めであるが、主にコックレングローブ社製のものが入荷している。

これらの材料は数回に亘って船便で送られ第一便は1901年（明治34）１月築町本川口波止場に陸揚げされた。新大波止材料置場は現在の十八銀行本店前の商工中金から銅座町中山酒店までの用地1,081坪を県から借用して材料置場とした。

工事は1901年（明治34）１月から本河内低部ダム、西山ダムの堤体掘削に着工。同時に西山低部浄水場から長崎高等女児学校（現在の上長崎小学校）まで口径14インチ（350㎜）布設延長390間（約700m）の配水管（リベット鋼管）布設工事に着手し、同年５月末完成した。引き続き西山高部浄水場から西山低部浄水場まで口径14インチ(350㎜)布設延長278間（約500m）の配水管と12インチ（300㎜）の原水導水管（補水用）の２本の鋼管布設の工事に着工した。

同年２月から工事も本格的になり、材料発注の入札広告が頻繁に出されるようになった。

２月16日付　新聞広告

１．小割石　七百立坪　西山納付

１．小割石　五百立坪　本河内納付

入札ハ二月十八日午前十時同時日開札

３月１日付　新聞広告

１．生石灰　　拾六萬九千三百拾〆目

１．上等煉化石　七拾七萬七千枚

１．並煉化石　　貳拾壹萬八千枚

入札三月七日午前十時同日開札

このように約10日から15日間隔で入札を行った。それぞれの現場では毎日現場で働く数百人の人間と材料を運搬する大八車と着荷した材料で混雑を極めた。

1901年（明治34）４月21日の新聞に隧道工事入札の広告を掲載した。

１．隧道工事

此入札保證金各自見積工費百分ノ五以上入札者ハ二ヶ年以來土木請負業ニ從事スル者ニ限ル

上記再入札ニ付ス請負望ノ者ハ長崎水道事務所ニ就キ仕様書圖面契約書案實地等熟覧ノ上來ル四月廿三日午前十時迄ニ入札書差出スヘシ

但即時開札ス

明治三十四年四月十八日

長崎市參事會

その後、入札にかけられたが落札せず、再入札を行い大日本土木会社が落札した。

工事概要は、本河内低部ダムから西山低部浄水場の原水導水管口径18吋(450㎜、リベット鋼管）延長5,757.2尺（約1,744.0m）を布設するためのトンネルで、本河内水神宮横から鳴滝に至る延長1,152.7尺（349.2m）と鳴

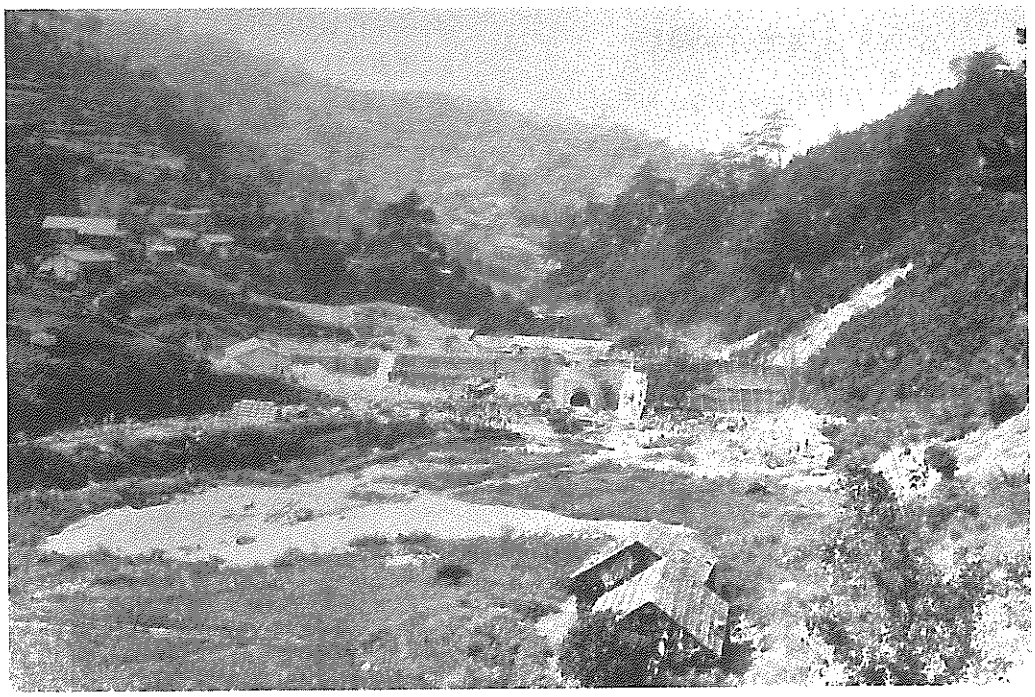

着工直後の本河内低部ダム

滝から片渕に至る延長941.8尺（285.4m）計2,094.5尺（634.6m）の２本であった。

断面は、高さ、幅とも６尺でアーチ（拱）の半径３尺（約0.9m）、地質が悪い部分のみコンクリート巻立を行い、地質良好な箇所は素掘りとした。

工事は、1901年（明治34）５月25日着工され、工期は１年６カ月であった。

人手不足が悩みのタネ

８月８日の鎮西日報によると、隧道工事は、本河内～鳴滝間のトンネルが平均日進約1.5m、鳴滝～片渕間のトンネルは平均約2.7mで560尺掘削完了、隧道間及び片渕から西山低部浄水場までの間は未着工であった。「鐵管線路に人夫を使役すれば砂、煉瓦石材の運搬に不足を告げ兎に角人夫不足に困難を感じ居れり…」と、一番頭を悩ましたのは人夫不足であった。

細骨材、粗骨材の採集は工事事務所の職員で手分けして調査した結果、下記の場所の砂・砂利が良質であることが分かり、1901年（明治34）から翌年にかけて県知事あて採取許可願申請書を提出した。採取する場所・採取量は下記の通りである。

細骨材については

長崎県西彼杵郡高浜村の海岸の砂　2,351立坪

三重村京泊郷字舞浜地先の海砂　893立坪

粗骨材については

長崎県西彼杵郡福田村柿泊郷字水ノ迫の砂利　151立坪

同郡上長崎村西山郷、片渕郷の西山川の砂利　183立坪

同郡高浜村の海岸の砂利　350立坪

転石については

同郡上長崎村西山郷、片渕郷　700個

不況で公債発行が難航

水道公債は、財界不振のため、90円以上では発行することが出来ず、明治33年度(1900)は銀行から日歩２銭８厘で借り入れた。1901年（明治34）に入ると不況はいよいよ深刻さを加え、募集不能に陥り銀行から20万円を借り入れた。1902年（明治35）に入って財界好転のほのかな兆しが見えたものの、募集難は解消されなかった。

しかし、公債発行は継続しなければならず不利を忍んで80円台に発行価額を下げる長崎市水道増設公債條例改正議案を1902年（明治35）10月の市会に上程、可決された。

その内容は、価額平均81円余、利回り７分５厘の高利で発行、手取総額125万8,977円というものであった。

コレラ発生で工事が遅れる

1902年（明治35）７月８日旅順帰りの船客がコレラ菌を持ち込み、たちまち全市に流行毎日コレラ患者の記事が掲載され、少ない時で１日数人、多い時は１日17人の新患者が発生した。７月30日には水道工事人夫からコレラ患者が発生した。

同年８月１日付の鎮西日報には、「西山のコレラと水道人夫」の見出しで「一昨日西山水道工事の工夫一名虎列拉患者に羅り且つ其附近に類似虎列拉患者数名を出したれば昨日は水道工事を中止したるやにと聞く」と報道された。

水道工事は数日工事を中断したが、連日コレラの患者が発生し、９月５日までの患者総数は533人に達した。

工事は、９月末西山低部浄水場の給水を開始する予定で８月末から夜間工事に入ったが人夫の疲労が甚だしく、人夫の逃走又は帰省が相次いだ。このため、工事に影響を及ぼし、９月末の給水開始は出来なくなった。

この頃流行したいろは歌がある。

(い) 医者や警官大汗かくは
　　人命擁護の道と知れ
　　（中略）

(わ) 沸した水には病種はないよ
　　さまして呑まんせ渇くとき
　　（中略）

(た) 食べる者には蝿除しなよ
　　虎列拉ばい菌恐ろしや
　　（中略）

(う) うまいうまいと生水呑んで
　　コレラに羅りし者多し
　　（中略）

(の) のがれたいとの心があれば
　　広い衛生の道を行け
　　（中略）

(つ) 常に豫防に心を用い
　　他人の迷惑掛けぬ様に
　　（中略）

(ね) 根から病毒絶さぬ内は
　　主も私も寝りやせぬ
　　（中略）

(な) 生の鮪に鰹や烏賊は
　　虎列拉の友だよ近よるな
　　（中略）

(け) 景気と不の字で商人泣せ
　　是れも誰故コレラ病
　　（中略）

(ふ) 腹部の痛みと下痢する時は
　　早く御医者にかゝらんせ
　　（中略）

1902年（明治35）も前年に続いて断続的に給水制限が実施され、水売りが市内を往来し繁盛していた。

10月に入ると、５日から給水時間は午前６時から午後４時までの10時間給水と厳しいものになってきた。

拡張工事も、この年に猛威を振っているコ

レラの影響で工事も大幅に遅れてしまった。10月初旬の工事の進渉状況は西山低部浄水場は完成間近で10月末には浄水出来る状態にあった。しかし、貯水池及び導水管の工事が遅れ、10月初旬補水工事の準備に取りかかった。

補水の取水地点の西山川元砂防堰堤跡に取水堰を設け、径12インチの鋼管を西山低部浄水場第１号濾水池まで川底に仮設する布設延長約405.4mの工事を行った。これに要した費用は188円２銭５厘であった。

西山高部浄水場入口から諏訪神社下の既設管接続までの口径14インチ鋼管布設延長6,336尺、西山低部浄水場入口から既設管接続までの口径22インチ鋼管布設延長3,795尺、西山高部浄水場入口から西山低部浄水場裏口までの原水導水管口径12インチ布設延長2,208尺、西山トンネル出口から西山低部浄水場までの口径18インチ布設延長1,683尺は1903年（明治36）３月に完成した。

本河内低部ダムは、硬岩で掘削に手間どった事や、コレラ騒動のあおりをうけて人夫が集まらなかった事があったが、無事1903年（明治36）３月末日に完成し、４月初旬、仮排水路の締め切り工事に着手した。当時の新聞には本河内高部ダムに比較してあまりにもスマートなので満水時には決壊するのではないかと心配する者が出て、水道事務所に問い合わせに来る者までいたと報じている。

西山低部浄水場は、本河内低部ダムの完成に伴って４月26日から給水を開始した。

しかし、西山ダムは、一部地質が悪く手間どった事と、工事中コレラの蔓延により人夫が集まらなかったことなどの理由をあげた工期延期願を２月１日参事会に提出、受理された。工期は１カ年延長し、1904年（明治37）３月末までとなり、支出予算の修正を行った。

金　廿五萬三千四百二十四圓六十七錢四厘
三十五年度支出額

金　十三萬九千百七十五圓三十二錢六厘
三十六年度支出額

対岸へは仮設水管橋

対岸の稲佐地区から立神までの管布設は当初の計画では港湾埋立地（中ノ島）から対岸

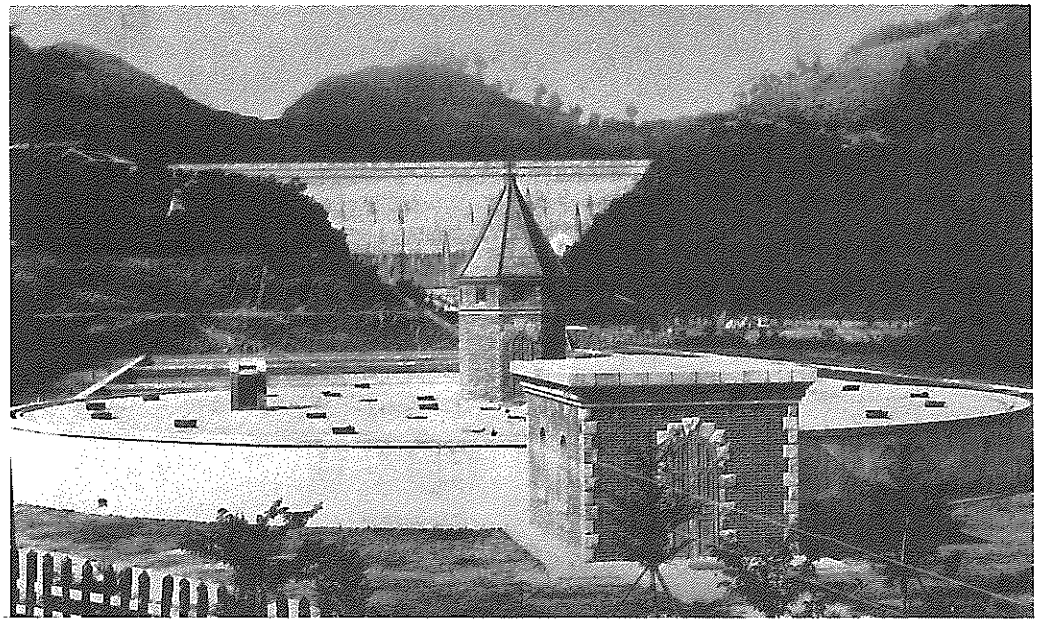

完成当時の西山高部浄水場（田中　直氏提供）

までの120mはヒューム管を河口に埋設してその中に径14インチ鋼管を布設する日本で最初の海底管布設となるはずであった。しかし締め切り工事や布設工事に多額の費用がかかることと、港湾事務所で将来稲佐に橋梁架設の計画があるために、その橋梁に転架する案に変更した。とりあえず水管橋を仮設する工事に1903年（明治36）10月着工した。

この工事の記録が残っている。鋏管（鉄管）橋梁工事概要によると

本鋏管（鉄管）橋梁ハ港湾埋築地別紙圖通ノ個所ヨリ對岸稲佐ニ連絡スル本線ニシテ十四吋管ヲ架設シ將來港湾事務所ニ於テ橋梁架設ノ上ハ其橋梁ニ添架スル筈ナルモ今日ノ處稲佐方面ノ給水量不足ニ付應急ノ爲一時假設シ置クモノトス而チ其仕様方法ハ下記ノ如シ

橋梁ハ未ロ七寸長四間半以下ノ松杭貳本ノ橋脚ヲ海底ノ深サニ添ヒ總テ圖面ノ通リ建設シ松押尺角長六尺モノヲ横梁トナシ松五寸角ノ中柱及ヒ貫木ヲ納入取付貫木ヨリ橋脚ヘハボールトニテ締付橋脚ト橋脚トノ間隔ニハ違ヒニ繋ギ桁ヲ鏁金ニテ留メ枕木据付掛ル後鋏管ヲ架設シ仕上ルモノトス

この水管橋は1906年（明治39）１月完成した稲佐橋（木橋で橋の長さ41間）に添架され、仮設の水管橋は撤去された。

西山ダム、同高部水場も八分通り完成した1904年（明治37）２月、浄水場美化の一貫として西山高部、低部の浄水場に吉野桜2,000株、本河内浄水場に楓1,000株を植樹するため東京赤坂興農園に苗木を注文した。

観光客を集めた水源地

当時の新聞の人気投票で長崎見物の第一に水源地が選ばれており、その記事が新聞に次のように掲載されている。

「長崎見物と云えば先づ水源地を第一に指するに拘はらず從來同地は只だ山間に潭水あるのみにて別に風光の人目を喜ばしむるに足るものなきを以て当局者には
一は人目を喜ばしめ又
一は旅客を引くの助に西山水源濾水池に吉野櫻を二千株……」

とあり、殺風景なので桜や楓を植えて、地元の人や旅人を喜ばそうと考えた。まさに環境美化運動のはしりであった。

1904年（明治37）３月西山ダム、同高部浄水場が完成し、４月から通水が開始された。

その後、４月６日の新聞に次のような広告が掲載されている。

廣　告

今般水道増設工事竣成に付來る九日より３日間公衆の縦覧を許す

明治37年４月５日

長崎水道事務所

この広告を出すと、市内は勿論のこと県外からも見物に來る者も多く、浄水場入口付近には模擬店が出店して、まるで祭の日のようだと報道されている。

西山の新水源地を読みこんだ歌もできた。

受刑者を使って、現在の長崎大学医学部の山を削り、中ノ島を埋め立てたときに歌われたという。

長崎名所で　見せたいものは
西山水道に　三菱ドック
ハタ揚げするのが金比羅山に
田上の合戦　風頭
五社の山から沖を眺むりや
軍艦　商船　帆前船
ひらけたネ　ひらけたネ
出島の築港に　稲佐に中ノ島
ほかにないぞえお諏訪の祭り
　ションガイナ

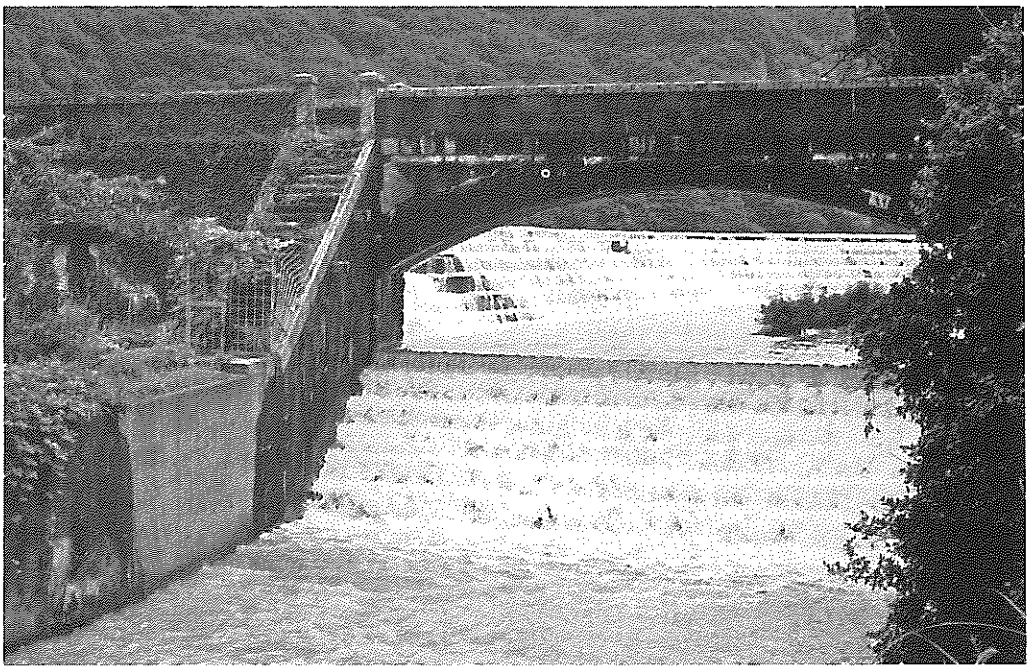

本河内低部ダムの越流部分

西山は本河内の1.5倍

西山水源地の貯水池は、本河内の高部、低部を合わせたものの1.5倍の貯水量があり、当時では、堤長、堤高も長崎一であった。検査口入口には長崎出身で伊藤博文のもとで明治憲法の草案作成や農商務相、枢密顧問官となった男爵伊東巳代治の達筆で「寒蟬濟我人」の銘板があり長崎市にまた、自慢のタネが一つ増えたわけである。

第一回擴張工事竣工概要書

（吉村長策手記より）

給水區域　長崎市全域

給水人口　十二萬二千人　創設水道ト合シテ十八萬二千人

給水量　一人一日三立方尺（83.48ℓ　これは１人１日平均使用水量）

施　設　貯水池、送水線、濾水池、配水池、配水本管

本河内低部貯水池

高部貯水池ノ溢流水ト新舊両堰堤間ニ介在スル流域ニ相當スル雨量ヲ貯水スル。

集水面積　七百八十九萬九千七十六平方尺（750,000㎡）貯水量　二千一百八十六萬五千四百立方尺（608,000㎥）滿水面積　四十九萬八千四百平方尺（45,800㎡）。

堰堤ハ粗石入混凝土ニシテ馬踏（引水塔下部）幅九尺三寸、堤高九十三尺五寸、堤長四百三十一尺五寸、上流面ハ間知石張リ垂直、下流面ハ混凝土塊（ブロック）張リトナシ七分ノ勾配ヲ附ス。堰堤ニ接シテ引水塔ヲ築キ頂面ハ馬踏ト同高トス。

引水塔ハ半徑十尺ノ半圓筒、塔内ニハ直徑十八吋ノ直立管ヲ配置シ導水管ト連絡シ三個ノ鐘口管ヲ取付ケ制水辨開閉ハ塔上ニ於テ操作シ得セシム。

餘水ハ堰堤ノ右岸側ニ設ケタル渓流口ヨリ放流スルモノニシテ長百八十六尺、深六尺トス。池ノ滿水面標高二百五尺、堰頂ノ標高二百十尺ナリ。

西山貯水池

中島川ノ分流西山川ノ上流西山ニ堰堤ヲ築造シ集水面積五千萬平方尺（4,590,000m²）貯水量五千二百八十萬九千六百立方尺（1,469,000m³）、満水面積百五十萬九千百四十八平方尺（138,600m²）堰堤ハ粗石入混凝土ニシテ馬踏幅九尺四寸、堤高百六尺四寸、堤長五百九十尺八寸、上流面・下流面共混凝土塊（ブロック）張リトナシ下流面ハ七分ノ勾配ヲ附ス。引水塔ハ本河内低部貯水地ニ同シ半徑十尺ノ半円筒、徑十八吋管ヲ直立サセ、三個ノ引水口ヲ出シ導水管ニ連絡シ堰堤部ノ暗渠内ヲ經テ堤外ニ出ル。

堰堤左方ノ溢流口ハ幅百十九尺五寸、深五尺、満水面標高二百九十六尺（89.7メートル）堰頂標高二百九十八尺（90.3メートル）ナリ。堰堤導水管ヲ經タル水ハ高二十六尺、幅八尺ノ内法ヲ有スル混凝土造ノ量水室ニ入リ計量サレテ濾過池ニ入ル。

送水路線

本河内低部貯水池ニ屬スルモノハ本貯水池ヨリ西山低部浄水場ニ至ルモノニシテ口徑十八吋鋼管延長三千七百二十五尺（1,128.7メートル）、途中、本河内、中川間及ヒ鳴瀧、片淵間ニ横タハル山脈ハ隧道ヲ開鑿シテ其中ニ敷設ス。此總延長二千九十四．五尺隧道ハ高・幅共六尺拱ノ半徑三尺地質良好ナル處ハ巻立ヲ行ナハス。

西山貯水池ニ屬スルモノハ一擔導水管ニヨリ量水管ニヨリ量水池ニ入リ量水池ハ近接セル連絡管トシテ十四吋管ヲ以テ西山高部濾過池ニ入ルモノ及ヒ十二吋鋼管延長二千二百八尺（669メートル）ヲ以テ西山低部濾過池ニ至ルモノトノ二線トス。

濾過池

西山低部濾過池ハ前述ノ如ク本河内低部貯水池ノ水ヲ受ケテ浄化スルモノニシテ池敷三、濾過速度一晝夜八・九尺ナリ、池ハ其形長方形ニシテ上部ニ於テ長百三十尺、幅百尺、深一尺ノ縦溝ヲ設ケ厚三寸ノ蓋石ヲ以テス。池底ハ縦溝ニ向ツテ１／200ノ勾配ヲ有シ濾水ハ空積煉瓦ノ小溝ヲ經テ縦溝ニ入リ調整井ニ至ル。濾層ハ砂利一尺七寸、細砂二尺五寸、水深三尺ナリ。構造ハ混凝土造ニテ周壁ハ表面ヲ石張トス満水面ノ標高百三十一尺ナリ。

西山高部濾過池ハ西山貯水池ニ屬スルモノニシテ其大キサ構造及ヒ濾過速度等凡テ上述西山低部濾過池ト同様ニシテ満水面ノ標高百八十九尺ナリ。

配水池

西山低部配水池ハ同部濾過池ニ屬スルモノニシテ隔壁ヲ以テ二池ニ區分ス。一池ノ大キサ長幅共上部八十尺、下部七十四尺、有効水深十四尺、容量十六萬一千二百六十立方尺、三個ノ導流壁ヲ供フ。構造ハ混凝土ヨリ覆蓋ハ拱ヲ以テシ平均一尺五寸厚ノ置土ヲ以テ被覆ス満水面ノ標高百二十九尺七寸三分ナリ。

又、西山高部配水池ハ同部濾過池ニ屬スルモノニシテ一池ヨリ成リ徑九十尺ノ圓形ヲナス。深サ十五尺五寸、有効容量八萬八千六百三十三立方尺、池内ヲ同心圓ヲ以テ導流壁ヲ造リ同部分トナシ更ニ中心ト側壁ノ一部トヲ結ブ隔壁ヲ設ク。構造・壁ハ石張混凝土、底ハ厚サ一尺ノ普通混凝土、導流壁、及ヒ隔壁ハ凡テ煉瓦造トス。満水面高百八十八尺七寸三分ナリ。

配水本管

西山低部配水池ヨリ徑二十二吋鋼鐵管ニシテ此延長馬町迄五千六百一尺ナリ。

工費精算額

工事監督費	八萬四百七十九圓
貯水池築造費	五十萬七千六百四十圓
浄水池築造費	五萬一千四百六十四圓
濾水池築造費	六萬八千三百八圓
敷地土工費	五萬四千六百九十五圓
建　築　費	一萬七千百六圓
雜　支　出	二百七十五圓
土地買収費	十三萬八千六百十九圓

鐵管並用具費	二十二萬三千七百四十二圓
鐵管橋梁費	六百五十三圓
測　量　費	六百四十四圓
器具機械費	八萬百七十九圓
補　償　費	一萬二千七百十九圓
鐵管敷設費	三萬七百十九圓
借　地　料	三千二百四十四圓
借　家　料	三千六百五十二圓
租　　税	九百二十圓
雜　　費	十八萬三十圓
西山洞郷水道延長費	五千七百六圓
工場内豫備費	四百十圓
合　　計	百四十六萬一千二百四圓
上記財源	
國庫補助金	四十二萬七千圓
市　公　金	百二十五萬八千九百七十七圓
雜　収　入	七千六百五十八圓
寄　附　金	百六十八圓
市費繰越金	四萬八百圓
合　　計	百七十三萬四千六百三圓

明治三十三年八月一日　起工

明治三十七年三月三十一日　竣工

第11節　給水規則の改正及び料金改定(明治37年)

第１回拡張工事が完成し、水道もようやく一般に普及していった。創設当初から毎年赤字を続けていた水道会計もやっとのことで順調に歩み始めた1904年(明治37)、現行給水規則の全面的な改正が行われた。

現行の給水規則にはきわめて不備な点があり、業務の運営上なにかと支障をきたすことが多かったので、東京、大阪両市の給水規則を参考にして〝改正〟というより、むしろ新しい給水規則を作ったといった方が早い作業を行った。

この新給水規則が施行されたのは1904年(明治37)５月16日である。

長崎市水道給水規則

第一章　通　則

第一條　水道ノ給水ヲ分テ左ノ二種トス

一　放任給水

二　計量給水

第二條　放任給水ヲ分チテ普通専用給水、特別専用給水、共同給水ノ參種トス

一　普通専用給水ハ一戸又ハ一ヶ所ノ専用ニ属シ普通家事用ノ爲メ水量ヲ計ラスシテ供給スルモノ

二　特別専用給水ハ一戸又ハ一ヶ所ノ専用ニ属シ普通家事用及ヒ營業用ノ爲メ水量ヲ計ラスシテ供給スルモノ

三　共用給水ハ一戸専用ノ装置ヲ爲スコト能ハサル者ノ爲メ水量ヲ計ラスシテ供給スルモノ

第三條　計量給水ヲ分チテ普通計量給水、特別計量給水ノ二種トス

一　普通計量給水ハ一戸又ハ一ヶ所ノ専用ニ属シ多量ノ水ヲ使用シ若クハ使用ノ水量予定シ能ハサル爲メ水量ヲ計リテ供給スルモノ

二　特別計算給水ハ特ニ左ノ使用ニ充ツル爲メ水量ヲ計リテ供給スルモノ

一　船舶ニ使用スルモノ

二　噴水瀧泉池又ハ庭園ノ撒水等ニ使用スルモノ

三　原動力ニ使用スルモノ

四　工事其他ノ爲メ一時使用スルモノ

第四條　計量給水ト放任給水トヲ併用スルヲ得ス

但特別計量給水ハ此限ニアラス

第五條　防火用ノ爲メ私設消火栓ヲ設クルコトヲ得

第六條　給水ハ晝夜不斷トス

但天災又ハ水道ノ破損其他避クヘカラサル場合ハ水量ヲ制限シ若クハ一時給水ヲ停止スルコトアルヘシ此場合ニ於テ生スル損失又ハ不便ニ對シ本市ハ其責ニ任セス

特別計量給水ハ平時ト雖モ給水ヲ制限シ又ハ停止スルコトアルヘシ

第七條　給水使用者ノ門戸ニハ標識ヲ掲ク

第八條　給水管及ヒ給水用具ハ水道事務所カ指定シタル者ノ外之ニ觸レ若クハ開閉スヘカラス

第九條　計量給水ノ水量ハ量水器ヲ以テ之ヲ定ム

第十條　本則ニ於テ人口ヲ算スルニ老幼婢僕ノ別ナク現住スルモノノ數ニ據ル

第二章　給水及ヒ裝置

第十一條　給水ヲ引用セントスル者ハ水道事務所ニ請求スヘシ

但共用給水ノ場合ニ於テハ組合長ヲ經由スヘシ。

第十二條　公設共用栓ハ水道事務所ニ於テ適宜位置ヲ定ム

第十三條　私設共用栓ハ二戸以上共用ノ請求ニアラサレハ之ヲ許サス

第十四條　共用給水者ハ組合ヲ設クヘシ其細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條　水道本支管ヨリ接續スル給水管及ヒ給水用具ハ水道事務所ニ於テ裝置ス

第十六條　工費ハ給水引用者ニ於テ負擔スヘシ

第十七條　量水器ハ第十五條ノ規定ニ依リ裝置スト雖モ給水引用者ノ請求ニヨリ料金ヲ渡シテ水道事務所ヨリ貸付スルコトアルヘシ若シ私有ノ量水器ヲ使用セントスルトキハ水道事務所ノ檢査ヲ受クヘシ

第十八條　計量給水引用者ニ於テ量水器ニ異狀アリト認メタルトキハ水道事務所ニ試驗又ハ修繕ヲ請求スルコトヲ得

第十九條　給水引用者自ラ量水器ヨリ流末ノ裝置ヲ爲シ又ハ水槽ヲ設ケ其流末ノ裝置ヲ爲サントスルトキハ水道事務所ノ檢査承認ヲ受クヘシ其增設變更ヲ要スルトキ亦同シ第五條ニ係ルモノハ自ラ其裝置ヲ爲スコトヲ得ス

第二十條　船舶給水所ハ水道事務所ニ於テ設置ス

但シ水道事務所ノ承認ヲ得テ私設船舶給水所ヲ設クルコトヲ得

第二十一條　給水管又ハ給水用具ニ破損ヲ生シ若クハ給水ニ異狀アリタルトキハ速ニ水道事務所ニ通知スヘシ

第二十二條　私設消火栓ハ火災又ハ使用演習ノ外開閉スルコトヲ得ス私設消火栓ノ使用演習ヲ爲サントスルトキハ水道事務所ニ通知シ承認ヲ受クヘシ

第二十三條　左ノ場合ニ於テ給水引用者ヨリ水道事務所ニ請求スヘシ

一　給水管又ハ給水用具ノ位置變更改造增設若クハ撤去セントスルトキ

二　給水ヲ中止又ハ廢止セントスルトキ

三　中止ニ係ルモノノ開栓ヲ要スルトキ

第二十四條　左ノ場合ニ於テハ給水引用者ヨリ速ニ水道事務所ニ届出ヘシ

一　給水種類ヲ変更スヘキ事由ヲ生シタルトキ

二　普通専用給水特別専用給水ニアリテハ人口牛馬及ヒ支栓ヲ設ケタル浴槽ノ數ニ異動アリタルトキ

三　共用給水ニアリテハ人口其他牛馬浴槽等ニ異動アリタルトキ

四　住所ヲ移動スルトキ

第二十五條　共用給水ヲ使用スル者ニハ鑑札ヲ交付ス其鑑札ハ給水ノ際携帶スヘシ

第二十六條　給水管及ヒ給水用具ヲ売買讓渡セントスルトキハ関係者連署シ水道事務所ニ届出ヘシ其他人ニ貸付使用セントスルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ工費及料金ニ不納アルトキハ引受者ニ於テ之ヲ負擔スヘシ

第二十七條　給水引用者ハ目的外ニ水ヲ使用シ又ハ他人ニ分與スルコトヲ得ス

第三章　給水工費

第二十八條　給水請求者工費ノ概算通知書ヲ

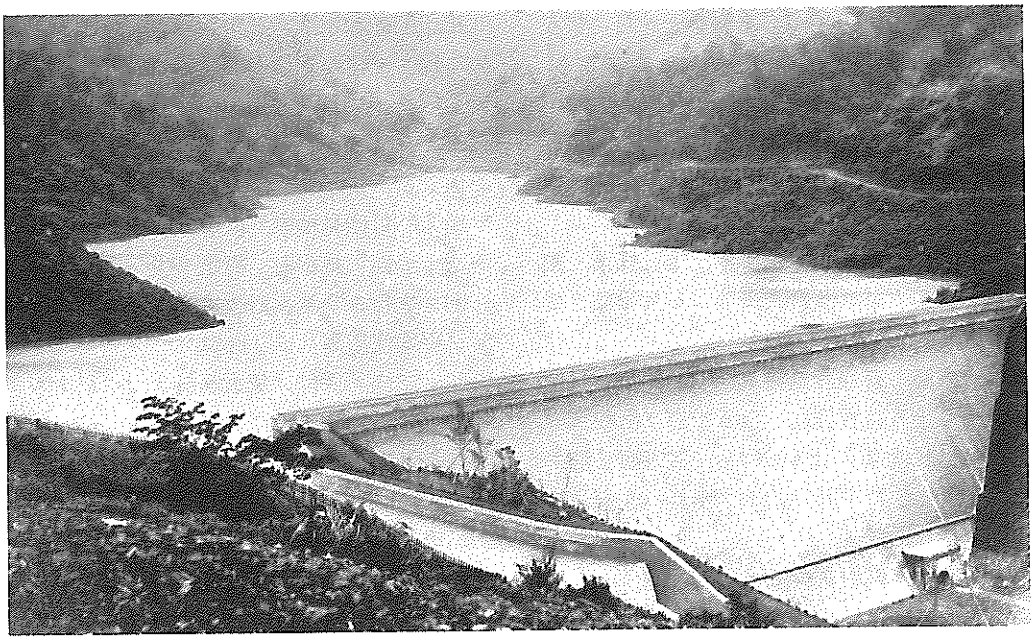

完成した西山ダム

受取リタルトキハ其半額ヲ豫納スヘシ
前項ノ通知書ヲ受取リタル日ヨリ十五日以内ニ納附セサルトキハ其請求ヲ取消シタルモノト見ナス
水道事務所ニ於テ豫納ノ必要ヲ認メサルトキハ此限ニアラス

第二十九條　給水工費ハ工事竣成ノ後精算シ直ニ其ノ残額ヲ徴収ス

第三十條　給水工費ヲ一時ニ納附スルコト能ハサルモノニ對シ水道事務所ハ十二ヶ月以内ノ月賦ヲ承認スルコトアルヘシ
但修繕變更改造増設撤去等ニ係ル工費ハ此限ニアラス月賦ニ係ル工費ニハ毎月全工費百分ノ一ノ割増ヲナス

第三十一條　給水工具ノ月賦承認ヲ得タルモノハ證書ニ保證人連署シ水道事務所ニ差出スヘシ此場合ニ於テハ第一回分ノ月賦額ヲ豫納金トシテ納附スヘシ
保證人ハ本市内ニ居住シ本市内ニ土地又ハ家宅ヲ所有シ若クハ直接國税參圓以上ヲ納ムルモノニ限ル
保證人其資格ヲ失ヒタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ第一項ノ手續ヲ爲スヘシ
前項第一項ノ承認ヲ得タル日ヨリ十五日以内ニ證書及ヒ豫納金ヲ差出ササルモノハ第二十八條第二項ノ例ニ依ル

第三十二條　給水工費ノ月賦皆納前給水管及ヒ給水用具ヲ賣買譲渡シ又ハ撤去廢止セントスルトキハ其未納ニ係ル金額ヲ即納セシム

第四章　料金及徴収

第三十三條　普通専用給水ノ水料ハ一月ニ付左記ノ割合ニ依リ徴収ス
一　一戸五人迄金七十錢トシ一人ヲ増ス毎ニ金七錢ヲ追加ス
二　支栓ヲ設タルトキハ一栓ニ付金十五錢
三　支栓ヲ設ケサル浴槽ハ壹個ニ付金十錢
四　馬一頭ニ付金貳拾五錢
五　馬車一輌ニ付金參拾錢
六　牛一頭ニ付金拾五錢

第三十四條　特別専用給水ノ水料ハ前條第一號ノ水料ニ百分ノ貳拾ヲ増加ス
支栓及ヒ支栓ヲ設ケサル浴槽並ニ牛馬ニ係ル水料ハ前條第貳號及至第六號ノ例ニ依ル

第三十五條　共用給水ノ水料ハ一ヶ月ニ付左記ノ割合ニ依リ徴収ス

一　壹戸五人迄金拾錢トシ一人ヲ増ス毎ニ金參錢ヲ追加ス

二　營業用ニ充ツルモノハ前號ノ倍額ヲ徴収ス

三　共用給水ノ者ニシテ第三十三條第三號乃至第六號ニ該當スルモノハ其半額ヲ徴収ス

第三十六條　普通計量給水ノ水料ハ一ヶ月使用高參千五百我倫迄ハ金六十錢ヲ徴収ス

以上百我倫迄ヲ増ス毎ニ金一錢五厘ヲ加フ

第三十七條　特別計量給水ノ水料ハ左記ノ區別ニ依リ徴収ス

一　船舶ニ使用スルモノハ一噸ニ付金十錢

二　噴水瀧泉池又ハ庭園ノ撒水等ニ給水スルモノハ一ヶ月使用高壹千我倫迄ヲ金壹圓トシ壹千我倫ヲ増ス毎ニ同額ヲ徴収ス壹千我倫ニ満タサルトキ亦同シ

三　原動力ニ使用スルモノハ一ヶ月使用高壹千我倫迄ヲ金貳錢トシ以上壹千我倫ヲ増ス毎ニ同額ヲ徴収ス其壹千我倫ニ満タサルトキ亦同シ

四　工事其他ノ爲メ一時使用ニ充ツルモノハ壹千我倫迄ヲ金五拾錢トシ以上壹千我倫ヲ増ス毎ニ同額ヲ徴収ス其壹千我倫ニ満タサルモノ亦同シ

第三十八條　私設消火栓演習ノ爲メ使用スル水料ハ一口十五分時ニ付金壹圓ヲ徴収ス

第三十九條　水料ハ毎月一日ノ現在數量ニ依リ其月七日迄ニ之ヲ徴収ス但臨時ニ係ルモノハ臨時ニ徴収ス

新ニ給水スル水料ハ其月十五日以前ニ全月分十六日以後ハ半ヶ月分ヲ徴収ス

給水ヲ止ムルトキハ其月十五日前後ニ拘ハラス全月分ノ水料ヲ徴収ス第六條但書ノ場合ニ於テモ亦同シ

第四十條　計量給水ノ水料ハ毎月末日ノ使用高ヲ以テ翌月十日迄ニ徴収ス

市設船舶給水所ニ於テ給水スル水料ハ特的ニ係ルモノハ本條第一項ニ依リ其他ハ毎月徴収ス工事其他ノ爲一時使用スル水料亦同シ

但シ特ニ量水器ヲ用イス給水ヲ承認シタル場合ハ毎回見積額ヲ以テ徴収ス

第四十一條　量水器ニ異狀ヲ生シタルトキ前回ノ立栓ヨリ量水器改造迄ノ水料ハ改修後ノ平均使用高ニヨリ計算ス

第四十二條　貸付ノ量水器料金ハ水料ト共ニ納附セシム其額ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第四十三條　水料ハ年度内ニ於テ二割以上ヲ一時ニ前納スルコトヲ得

第五章　違背者處分

第四十四條　職務ノ爲メ邸宅内ニ立入ヲ拒ミ若シクハ其職務ノ執行ヲ妨クルモノ又ハ工費其他ノ料金ヲ指定期日内ニ納附セサルモノニ對シテハ一ヶ月以内ニ於テ給水ヲ制限シ又ハ停止スルコトアルヘシ

但給水停止ノ場合ニ於テハ前納ニ係ル料金ヲ還附セス給水ヲ濫用シ若クハ共用給水ニ使用スル鑑札鍵ヲ他人ニ貸與シ其他此規則ニ違背シタル者ニ對シテハ一ヶ月以内ニ於テ給水ヲ制限シ或ハ參ヶ月以内ニ於テハ水料百分ノ五拾マテヲ増徴ス又場合ニ依リ給水制限ト水料増徴トヲ併用スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ給水引用者ノ家族又ハ雇人ノ行爲ニ關シテハ給水引用者其責ニ任スルモノトス

第四十五條　前條ノ處分ヲ受ケタルモノ違背ノ事實ヲ整正シタルトキハ其處分ヲ輕減若クハ免除スルコトアルヘシ

附　則

第四十六條　水量ニ剩餘アル場合ニ限リ水道區域外ニ給水スルコトヲ得其水料ハ本則規定ノ水料ニ百分ノ五十ヲ増加徴収ス

第四十七條　本則施行ニ關スル細則ハ市參事會之ヲ定ム

合理化された料金体系

この給水規則によると、まず給水の方法を次のように分類している。

- 放任給水
  - 専用給水
    - 普通専用給水
    - 特別専用給水
  - 共用給水

- 計量給水
  - 普通計量給水
  - 特別計量給水

普通専用給水とは放任給水による普通家事用、特別専用給水とはおもに放任給水による営業用をさすものであった。普通計量給水とは多量の水を使用するものに適用され、特別計量給水とは船舶、噴水、原動力、工事のための一時用水などに給水する場合である。

なお、それまでは計量給水と放任給水とを併用することは別に禁止されていなかったが、その後は許可しないことになった。

希望によって私設防火栓を設けられることはそれまでと変わりないが、名称がこのときから私設消火栓と改められている。

それまで共用栓はすべて公設であったが、このときから私設共用栓の設置を認めている。２戸以上あれば私設共用栓を設けることができたわけだ。

それまで現在の配水管に相当するものを街路本管、給水管を配水管といっていたのが、現在と同じように配水管、給水管と呼ぶようになったのもこのときからである。

給水使用者の門戸に新しく標識をあげることが規定された。

私設の船舶給水所を設けることが認められるようになった。

また、給水工事を行った際、その工事費を全額一度に支払うことが困難なものについては、１２カ月以内であれば月割りで支払ってもよいことになった。月賦制がとられたのである。

水道会計が一応軌道にのったため料金の引き下げが行われた。放任給水による普通専用給水の料金は、１戸５人までは１カ月70銭、５人以上は１人を増すごとに７銭を加算する。支栓を設けるときは１栓につき15銭、浴槽があれば１個につき10銭。馬１頭につき25銭。馬車１輌につき30銭。牛１頭につき15銭であった。

放任給水による特別専用給水の料金は、普通専用給水の料金の２割増し。ただし、支栓、浴槽については普通専用給水の料金がそのまま適用された。

共用栓の料金は、１戸５人までは１カ月10銭、５人以上は１人を増すごとに３銭を加算する。共用栓を営業用に使用するものは、その倍額を徴収する。共用栓使用者で浴槽を持っているものは普通専用給水の浴槽料金の半額とする。牛馬などもこれと同じで共用栓の場合は普通専用給水の半額であった。

等級による共用栓の料金決定方法はこのときからなくなった。

普通計量給水の料金は、１カ月の使用量が3,500ガロンまでは60銭、それ以上は100ガロンごとに１銭５厘とする、というものであった。

特別計量給水の料金は次のとおり定められた。

一、船舶給水は１ｔにつき10銭。

二、噴水、泉池、庭園撒水用に使用するものは、一カ月の使用量が1,000ガロンまでは１円、それ以上は1,000ガロンについて１円を加える。

三、原動力に使用するものは、１カ月の使用量が1,000ガロンまでは20銭、それ以上は1,000ガロンにつき20銭を加える。

四、工事用水その他一時的に使用するもの

については、1,000ガロンにつき50銭の割合で徴収する。

量水器は依然として貸与の形をとっていたから量水器貸与料を徴収しているが、いくらであったのか明記されていない。

このように今回改正された給水規則は、それまでの給水規則にくらべて非常に整備されていることが分かる。

それまでの給水規則では、税金の納付額によって共用栓使用者に等級をつけ、同じ共用栓使用者でありながら異なった料金を徴収したり、料理屋はいくら、うどん屋はいくらなどと、業種ごとに料金をきめたりしていたがこのような不合理な点が少なくなったこともこの給水規則の大きな特長といえるであろう。

第12節　船舶給水所と指定工事人制

1904年(明治37)、現行給水規則の全面的な改正が行われたが、船舶給水については第20条で「船舶給水所は水道事務所に於て設置す。但し水道事務所の承認を得て私設船舶給水所を設けることができる」と規定され、共用栓同様、船舶給水所も私設を認めることとなった。

初の私設船舶給水所には原田保次〈30万3,000m³・1907年（明治40）６月10日入札〉が承認されたが、景気の下降で２年間の契約に終わった。

また、第８条で「給水管及び給水用具は水道事務所が指定した者の外これに触れたり開閉してはいけない」との規定を制定して指定工事人を制度化している。現在も、給水工事指定業者としてその制度は生きつづけている。

第13節　明治39年の料金改定

当時長崎市に湯屋は全部で81戸あった。しかし、この半数近くは水道水を使用せずに井戸水で営業していた。

これは、湯屋も一般の営業と同様の、普通計量給水によって料金が徴収されていたからあまりに高すぎて採算がとれないためであった。

したがって、1906年（明治39）４月１日給水規則の一部改正を行って、湯屋用の料金を新たに設け、引き下げた。たとえば、ある湯屋が１カ月３万5,000ガロンの水を使用した場合、改正前の料金だと５円32銭５厘となる。ところが改正された料金では４円となり、１円32銭５厘安くなった。

また、船舶給水の場合、それまでは、ただ１ｔにつき10銭と定められていた。波止場で給水する場合はそれでよいとしても、海上に停泊している船舶に給水する場合の料金がなんら定められていなかったので、海上に停泊中の船舶に給水する場合は運搬料を含めて１ｔにつき40銭までを徴収できる、と改正された。

さらに、明治35年法律第22号第１条に準じて、料金計算の際、厘の位は切り捨てることに改正した。

料金から厘単位が消える

この一部改正によって改正された条項は次のとおりである。

給水規則中改正

第三十六條ニ下記ノ但書ヲ追加ス

但湯屋營業ニ限リ一ヶ月參萬五千我倫迄ハ金四圓ヲ徴収ス以上百我倫増ス毎ニ金一錢トス

第三十七條第一號ニ左ノ但書ヲ追加ス

但市設船舶給水所ニ於テ水道水ヲ運搬シ直接船舶ニ給水スルトキハ一噸ニ付金四十錢迄ヲ徴収スルコトヲ得

第四十三條ノ次ニ左ノ一條ヲ追加ス

第四十四條　工費及料金ノ計算ハ渾テ錢位ヲ

止メ四捨五入ノ算法ニ予リ徴収ス之第四十四條ヲ第四十五條トシ以下各條順次繰下ク

第14節　明治41年の料金改定

1906年（明治39）の給水規則の一部改正に続いて、1908年（明治41）にも給水規則の一部改正が行われた。主に料金の一部値上げである。

このときの改正された条項は次のとおりであった。

長崎水道給水規則中改正

第二十四條第二號ヲ左ノ通リ改ム

二　普通専用給水特別専用給水ニアリテハ人口牛馬及給水口並ニ浴槽ノ數ニ異動アリタルトキ

第三十三條第一號乃至第三號ヲ左ノ通リ改ム

一　一戸五人迄金七十錢トシ一人ヲ増ス毎ニ金十錢ヲ逓加ス

二　給水口ニ一口ヲ増ス毎ニ金二十錢ヲ逓加ス

三　浴槽一個ニ付金三十錢

第三十四條　特別専用給水ノ水料ハ前條第一號ノ水料ニ百分ノ二十ヲ増加ス給水口浴槽並ニ牛馬ニ係ル水料ハ前條第二號八乃至第六號ノ例ニ依ル

第三十五條ニ左ノ通リ追加ス

四　私設共用栓ハ水料ノ外一本ニ付毎月金一圓ヲ其使用者ヨリ徴収ス

第三十六條　普通計量ノ水料ハ下記ノ區別ニ依リ徴収ス

一　湯屋営業者ハ一ヶ月使用高一萬五阡我倫迄ヲ金二圓トシ以上百我倫迄ヲ増ス毎ニ金一錢ヲ徴収ス

二　官衙公署兵營學校病院監獄銀行會社集會所劇場寄席遊覧所諸市場屠畜場貸座敷料理屋旅人宿汽船問屋其他多量ノ水ヲ使用スルト認ムル營業者ハ一ヶ月使用高三千五百我倫迄ヲ金一圓五錢トシ以上百我倫迄ヲ増ス毎ニ金二錢ヲ徴収ス

三　第一號第二號ニ該當セサルモノハ一ヶ月使用高參千五百我倫迄ヲ金七拾錢トシ以上百我倫迄ヲ増ス毎ニ金一錢五厘ヲ徴収ス

四　一人ニシテ數種ノ業務ヲ兼ネ自己ノ都合ニ依リ各別ニ計量器ノ装置ヲナササル者ハ水料ノ多額ナル方ニ依テ之ヲ徴収ス

第三十七條第三號第四號ヲ下記ノ通リ改ム

三　原動力ニ使用スルモノハ一ヶ月使用高壹千我倫迄ヲ金參拾錢トシ以上壹千我倫ヲ増ス毎ニ同額ヲ徴収ス其壹千我倫ニ満タサルトキ亦同シ

四　工事其他ノ爲メ一時使用ニ充ツルモノハ壹千我倫迄ヲ金壹圓トシ以上壹千我倫ヲ増ス毎ニ同額ヲ徴収ス其壹千我倫ニ満タサルモ亦同シ

第三十九條ヲ下記ノ通リ改ム

放任給水料ハ下記ノ納期ニ徴収ス

一　専用水料ハ毎月一日ノ現在數量ニ依リ其月十日迄ニ之レヲ徴収ス

二　共用水料ハ一ヶ年度ヲ下記ノ四期ニ分チ毎期初月十五日迄ニ前期中ノ最大人口ニ拠リ之レヲ徴収ス

但廃止又ハ異動アルモ其期間ハ追徴又ハ還附セサルモノトス

第一期　自四月一日　至六月三十日

第二期　自七月一日　至九月三十日

第三期　自十月一日　至十二月三十一日

第四期　自一月一日　至三月三十一日

三　臨時ニ係ルモノハ臨時徴収シ新ニ給水スル水料ハ其月十五日以前ハ全月分十六日以後ハ半ヶ月分ヲ徴収ス第六條ノ場合亦同シ

四　慈善事業又ハ貧困者ト認ムルモノニ對シテハ規定ノ水料ヲ輕減若クハ免除スルコトアルヘシ

第四十一條　量水器ニ異狀ヲ生シタルモ前回

ノ點檢ヨリ量水器改造迄ノ水料ハ水道事務所ノ認定ヲ以テ之ヲ徴収ス

第15節　機構改革

1908年（明治41）４月、北川信従市長は機構改革を発表した。「水道事務所」を「水道課」に改め、給水、工務、水源、用度の４係を設置、課長以下84人の職員で構成された。

当時の市勢は、行政戸数２万5,097戸、行政人口14万9,321人、給水戸数１万7,926戸、給水人口７万166人、普及率47％であった。

第一回拡張工事完成記念絵ハガキから

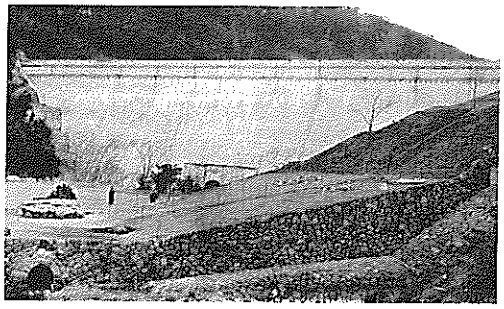

本河内低部ダム

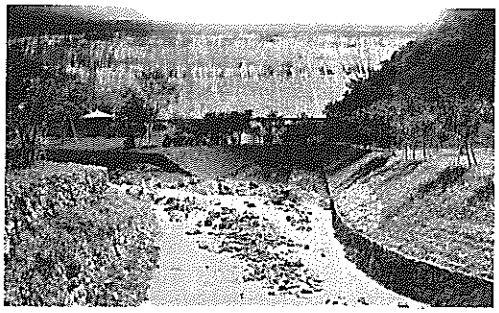

西山ダム

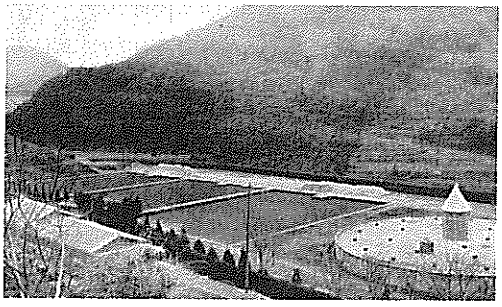

西山高部浄水場

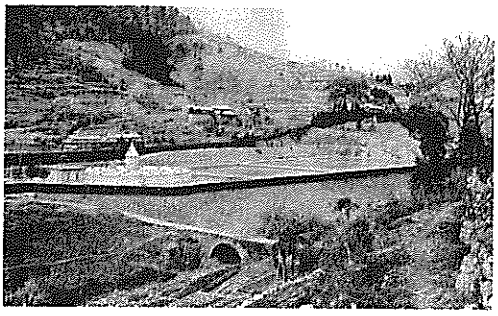

西山高部浄水場

（資料提供はいづれも堀田弘武氏）